

# 阿蘇市地域福祉計画(案)

平成 20 年 2 月

阿 蘇 市

# 目 次

## 第 1 部 阿蘇市地域福祉計画

### 第 1 章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念	3
5	計画の基本目標	3
6	計画の体系	4
7	計画の策定体制	5

### 第 2 章 地域を取り巻く阿蘇市の現状

1	少子高齢化の進展	6
2	要援護者の増加	9
3	家族形態の多様化	10
4	地域コミュニティのせい弱体化と新たな地域活動の動き	12
5	市民アンケート調査結果に見る地域の生活課題	13

### 第 3 章 基本目標ごとの取り組み

#### 基本目標 1 支え合い・ふれあいのあるまちづくり

1	地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発	17
2	交流・ふれあいの促進	21
3	地域における支え合いのしくみの構築	24
4	心のバリアフリー・多様性の理解の促進	31
5	ボランティア活動の促進	34
6	子育て家庭への支援	39

#### 基本目標 2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

1	きめ細かな相談支援体制づくり	42
2	適切なサービス利用促進のためのしくみづくり	48

### 基本目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり

1 地域ぐるみで健康づくり	50
2 介護予防の推進	53
3 生きがい活動の促進	55

### 基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	57
2 地域ぐるみで防犯活動	60
3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	62

## 第4章 計画の実現のために

1 計画内容の周知徹底	65
2 関係機関等との連携・協働	65
3 計画の進捗管理	65

## 第2部 阿蘇市災害時要援護者避難支援計画

### 第1章 計画の趣旨

1 計画の目的	67
2 計画の対象となる災害時要援護者	67

### 第2章 災害予防対策（平常時の対策）

1 災害時要援護者支援班	68
2 避難準備情報	68
3 災害時要援護者避難対策会議	68
4 対象者（災害時要援護者）の把握	69
5 対象者及び避難支援者への情報伝達体制の整備	69
6 災害時要援護者支援対策に関する市民への理解の促進	70

### 第3章 災害時要援護者避難支援計画（個別計画）

1 避難支援計画（個別計画）の策定 .....	71
-------------------------	----

### 第4章 災害応急対策（発災時の対策）

1 情報伝達 .....	73
2 避難誘導 .....	73
3 安否確認 .....	73

### 第5章 避難所

1 避難所の整備 .....	74
2 物資の備蓄・受入・保管 .....	74
3 情報伝達体制の確保 .....	74
4 生活支援 .....	74
5 精神障がい者・難病患者・人工透析患者への支援 .....	75

### 第6章 災害時要援護者自身の備え

1 隣近所や各種団体との連携 .....	76
2 必要な支援内容の伝達 .....	76
3 避難経路の確認 .....	76
4 非常用持ち出し品などの準備 .....	76
5 外出時の備え・家屋の安全対策 .....	76



## 第 1 部 阿蘇市地域福祉計画



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

かつては、地域の中でお互いが助け合いながら暮らしていました。高度経済成長期を経て、人の価値観、生活様式は多様化し、いつのまにか人と人との関わりが希薄なものとなってしまいました。また、少子高齢化や核家族化の進行は、家庭における養育・扶助機能を弱めることにもなりました。

本市においても、少子高齢化や核家族化が進んでいます。地域社会は大きく変化しており、同時に様々な福祉に対するニーズが生まれてきています。これらのニーズをすべて満たすには、現状の行政による福祉サービスだけでは十分とは言えません。社会福祉事業者との協働はもとより、共助の精神に基づいた地域における支え合い、助け合いが必要です。地域の人びとがともに支え合い、すべての人が人生を楽しみながら、困ったときには助け合うことができる関係が構築されてはじめて、地域に住む一人ひとりが、真の意味での安心感や安堵感、生きがいといったものを得ることができ、誰もが幸せに暮らすことのできる地域になるのだと考えます。

また、誰もが安心して安らぎを持って暮らすことのできる地域社会を実現するためには、支援を要する特定の人のための狭い意味での福祉だけでなく、地域の防犯・防災、自然環境の保護などの住民活動と一体になった広い意味での地域福祉活動が求められています。住民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を行いながら、地域の中で孤立している人たちを結びつけ、生涯を通してお互いの人間関係を深めていくために必要となる施策や仕組みづくりを進めていくことが必要になります。

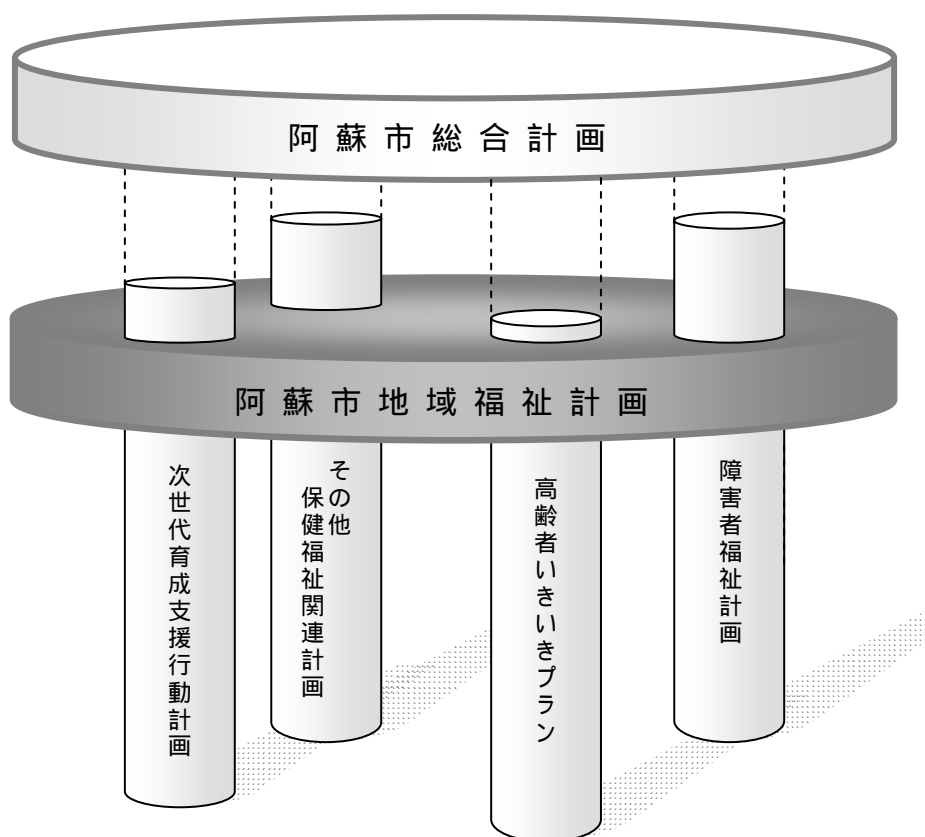
同時に、地域住民、NPO（= Non-Profit Organization、民間の非営利組織）、ボランティア団体等の市民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を明確にしながら連携し、新しい地域社会を創出していくことが必要であり、そのための指針として、実効性のある地域福祉計画を策定する必要性が生じました。

地域住民と行政が協働しながら、すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進め、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わっていくための指針となるべき計画として、「阿蘇市地域福祉計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための計画とします。

また、本計画は、「阿蘇市総合計画」を上位計画とし、保健、福祉分野における個別計画を内包する計画として、各計画の共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を具体化するための個別施策や地域の課題に対応した施策により構成される計画です。



## 3 計画の期間

本計画の期間は平成20年度を初年度とし、平成24年度までの5か年とします。なお、計画期間中であっても、計画の実施状況や住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の基本理念

**みんなでつくる  
共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇**

住み慣れた地域で安心と安らぎを持って暮らすことは多くの市民の願いです。地域で暮らす様々な人々の差異や多様性を認め合い、たとえいろいろな困難を抱えていた人がいたとしても、その人を社会的に排除するのではなく、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、地域社会への参加と参画を促し、共に生きる社会をつくっていかねばなりません。

この計画では、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、「共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇」の実現を目指します。

## 5 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、4つの基本目標を以下のとおり設定しました。

### 基本目標 1

支え合い・ふれあいのあるまちづくり

### 基本目標 2

利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

### 基本目標 3

健康で生きがいの持てるまちづくり

### 基本目標 4

安全・安心・快適に暮らせるまちづくり



## 6 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、第3章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その進捗を管理するための管理指標と目標値を設定します。

基本理念	基本目標	基本目標達成のための取り組み
みんなで 共につくる 共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇	1. 支え合い・ふれあいのあるまちづくり	地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発
		交流・ふれあいの促進
		地域における支え合いのしくみの構築
		心のバリアフリー・多様性の理解の促進
		ボランティア活動の促進
		子育て家庭への支援
	2. 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり	きめ細かな相談支援体制づくり
		適切なサービス利用促進のためのしくみづくり
	3. 健康で生きがいの持てるまちづくり	地域ぐるみで健康づくり
		介護予防の推進
		生きがい活動の促進
	4. 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり
		地域ぐるみで防犯活動
		バリアフリー、ユニバーサルデザイン のまちづくり

#### バリアフリー【Barrier free】:

もともとは建築用語で「バリア(障壁)」を「フリー(除去)」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近では高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、あらゆる障壁を除去することを意味するようになっている。

#### ユニバーサルデザイン【Universal Design】:

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は、ハード(都市施設や製品など)からソフト(教育や文化、サービスなど)に至るまで多岐にわたっている。

## 7 計画の策定体制

### (1) 阿蘇市地域福祉計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために、「阿蘇市地域福祉計画策定委員会」(以下、策定委員会という。)を設置し、審議を行いました。

### (2) 阿蘇市地域福祉計画策定専門部会の設置

上記策定委員会に提示する計画素案作成のため、保健福祉関係事業者と市社会福祉協議会、庁内関係部課の代表者からなる「阿蘇市地域福祉計画策定専門部会」を設置しました。この部会は、アンケート調査票の設計段階から計画素案の策定段階まで必要に応じて随時開催し、関係部課との連携を図りながら計画内容について活発な意見交換を行いました。

### (3) 阿蘇市地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっては、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「阿蘇市地域福祉に関するアンケート調査」(以下、「市民アンケート調査」という。)を実施しました。

#### 市民アンケート調査の実施概要

調査対象	市内在住の満20歳～85歳の男女3,000人(層化無作為抽出)
調査方法	質問紙法(無記名自記式) 郵送による配付・回収
調査期間	平成19年9月25日～10月10日(調査基準日:9月1日)
回収結果	有効回収数:1,203件(有効回収率:40.1%)

### (4) 民生委員・児童委員及び各種団体、事業所に対するアンケート調査の実施

地域の生活課題を把握するとともに、地域福祉推進にあたっての協働関係構築の基礎資料とするため、地域で活動する民生委員・児童委員及び各種団体、さらには介護・福祉サービス事業所に対し、アンケート調査票を配付し、多くの回答をいただきました。

## 第2章 地域を取り巻く阿蘇市の現状

### 1 少子高齢化の進展

わが国では、世界にも例を見ないスピードで高齢化が進む一方、少子化の波もとどまるところを知らず、従来の予測よりも早く、人口減少社会へ突入しています。

本市においても、昭和60年以降の年齢3区分別人口割合の推移を見ると、15歳未満の年少人口割合が減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口割合は増加を続けており、いわゆる少子高齢化が進行し続けていることがわかります（図2-1参照）。

また、本市の合計特殊出生率は、合併前の旧町村ごとのばらつきが大きく、旧阿蘇町以外は国、県に比べるとかなり高い値で推移しています（図2-2参照）が、近年の非婚化・晩婚化傾向（図2-3参照）に伴い、市全体としては低下傾向にあり、平成17年の合計特殊出生率は1.71となっています。さらに、人口ピラミッド（図2-4参照）を見てもわかるように、現在最も人口の多い第1次ベビーブーム世代（団塊の世代）の多くが、今後順次高齢者の仲間入りをしていくため、高齢化はさらに急速に進行することが予想されます。

このような少子高齢化の進展は、若年労働力の減少による経済成長の衰退、要援護高齢者の増大と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、社会のあらゆる仕組みの中に、高齢者の自立を支え、社会参加を促すハード・ソフト両面の整備が必要です。

また、少子化については、非婚化・晩婚化が主な要因とされていますが、社会全般の個人主義化、自由主義化などとともに、子育てにかかる経済的負担や精神的な不安感・孤独感、仕事との両立の難しさなど、多くの要因が複雑に作用しているものと考えられます。これら多様な背景の中で個人のライフスタイルが制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。

このような状況は一朝一夕に解決できるものではありませんが、既存の子育て支援施策に加え、地域ぐるみで子育てを支え、地域のふれあいの中で子どもがのびのびと豊かに育つ環境づくりが重要となっています。

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当するとされる。

図 2-1 総人口及び年少・老年人口割合の推移

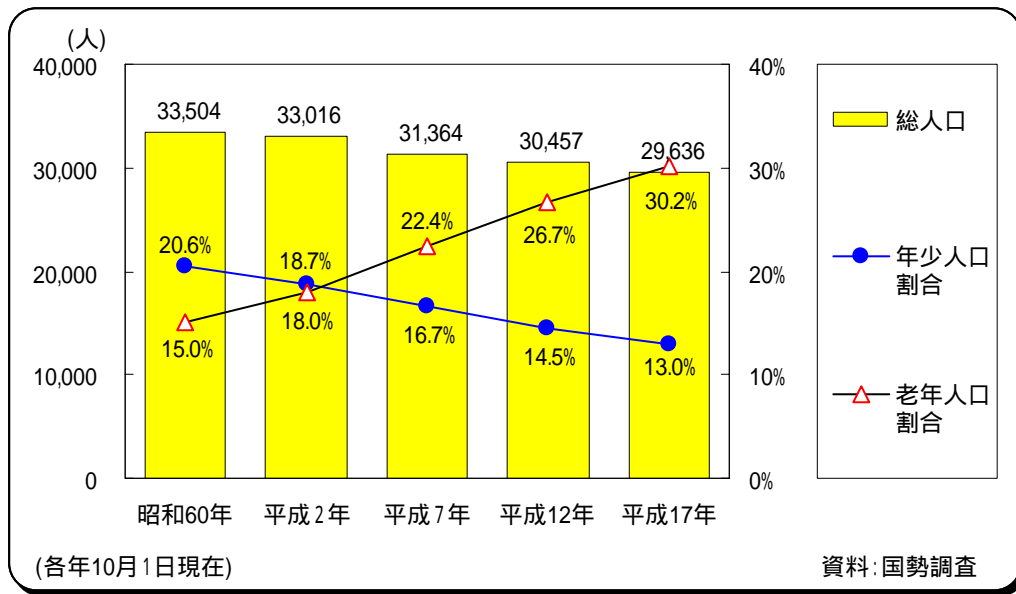


図 2-2 合計特殊出生率の推移

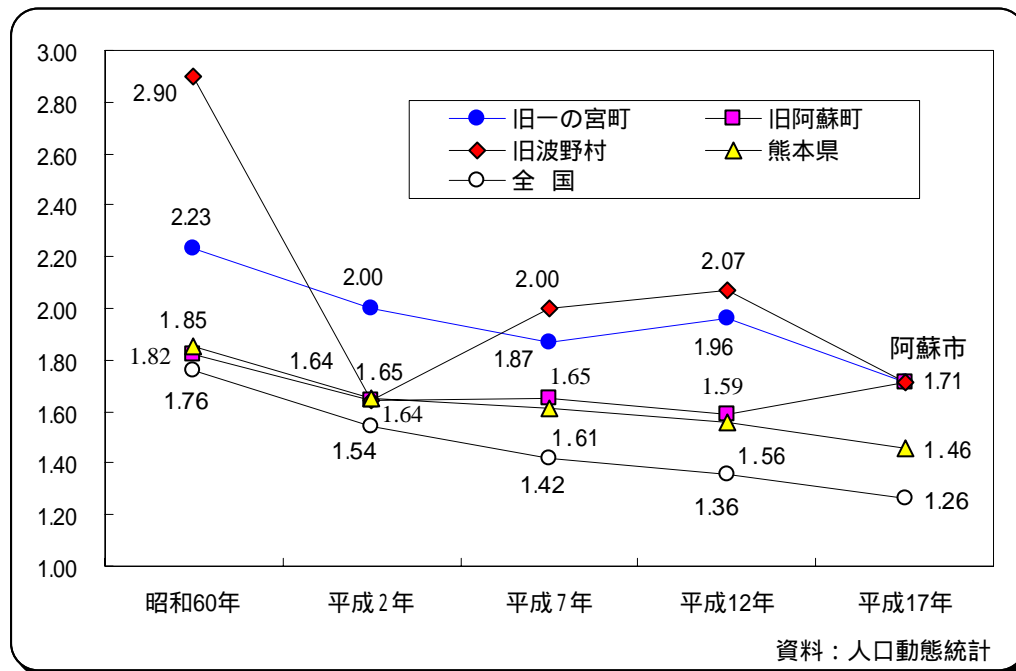


図 2-3 年齢階層別未婚率の推移

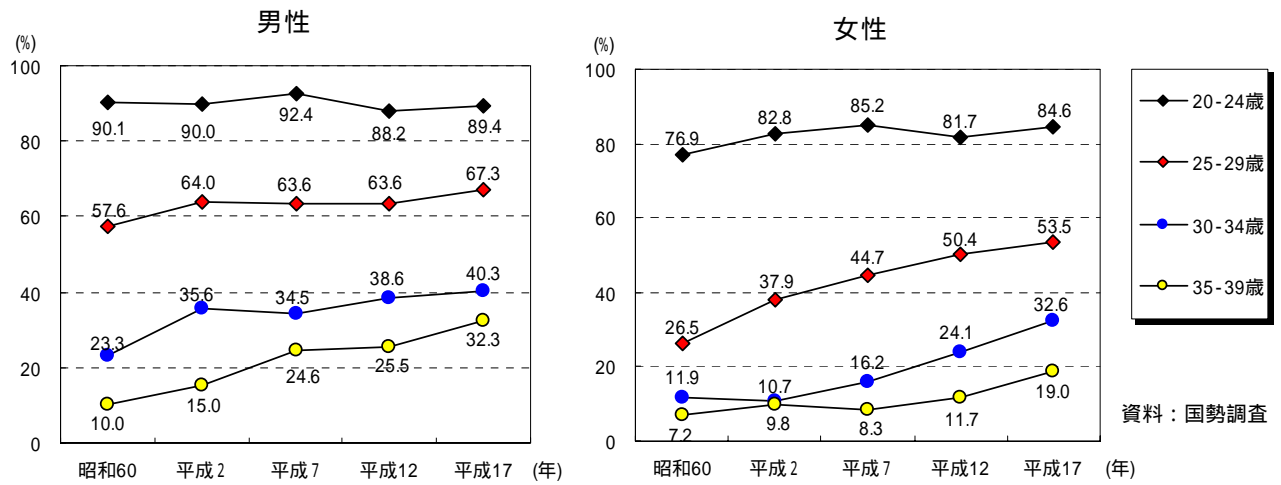
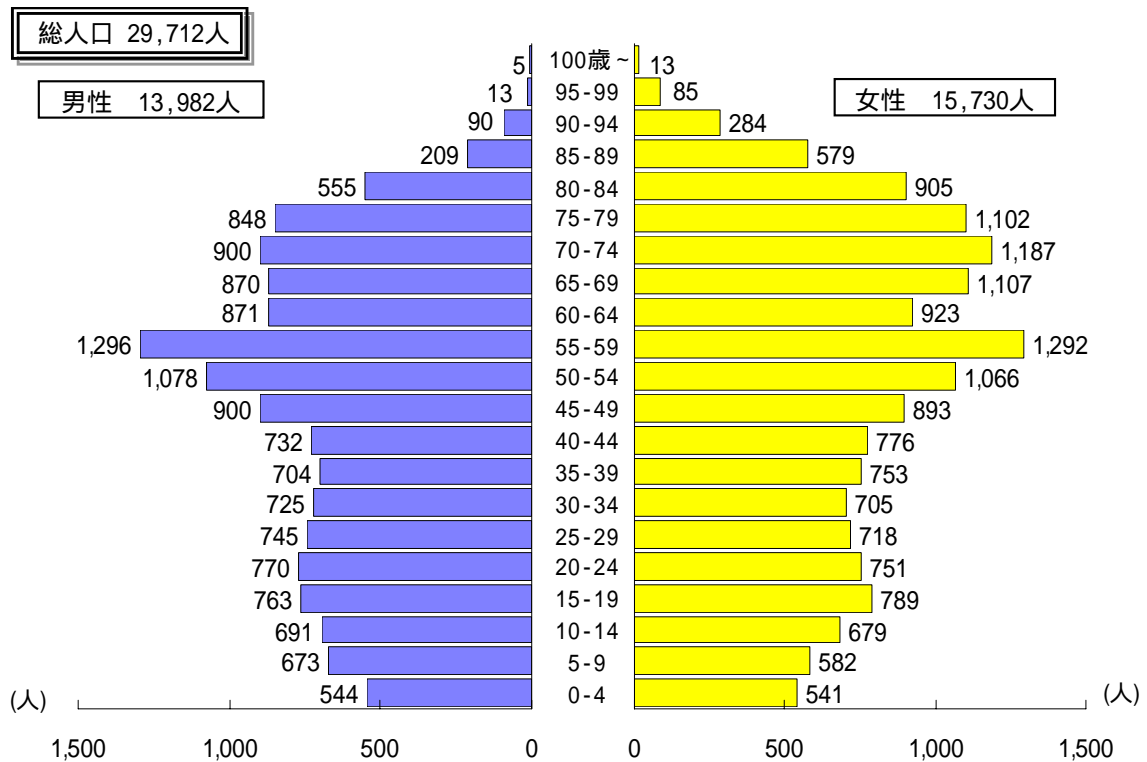


図 2-4 平成 19 年 4 月 1 日現在の人口ピラミッド



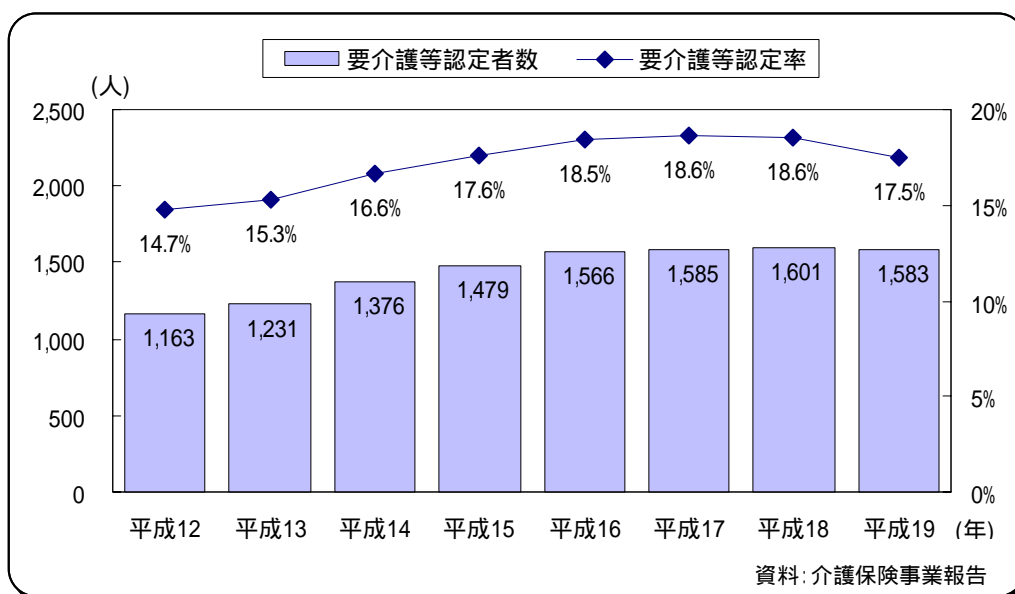
資料：住民基本台帳

## 2 要援護者の増加

高齢化の進展に伴い、介護をはじめとする何らかの支援を必要とする要援護者も増加しています。

介護保険制度導入以降の65歳以上の要介護等認定者数(要支援及び要介護認定を受けている者の合計数)及び要介護等認定率(第1号被保険者数に対する要介護等認定者数の割合)の推移は図2-5に示すとおりで、平成18年以降、要介護認定区分の変更と認定基準の見直しにより、要介護等認定率はやや低下していますが、今後数年間は後期高齢者人口の増加が見込まれており、介護予防の効果が上がらなければ、再び認定率の上昇が懸念されます。

図2-5 65歳以上の要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



### 3 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行するだけでなく、近年はさらに単独世帯が増える傾向にあり(図2-6参照)本市の1世帯あたりの平均人数は2.98人となっています(平成17年国勢調査)。これは、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていることでもあります(図2-7参照)若い世代にも同じような傾向が見られるようです。

世帯人数の減少は、必然的に家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、家庭内において、従来の固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事や育児を担っていく男女共同参画の視点が重要となっているだけでなく、支援の必要な子どもや高齢者、障がい者等を地域で見守る必要性が高まっています。

また、近年の離婚件数の増加(図2-8参照)は、支援の必要なひとり親家庭の増加にもつながっています。

図2-6 世帯数の推移

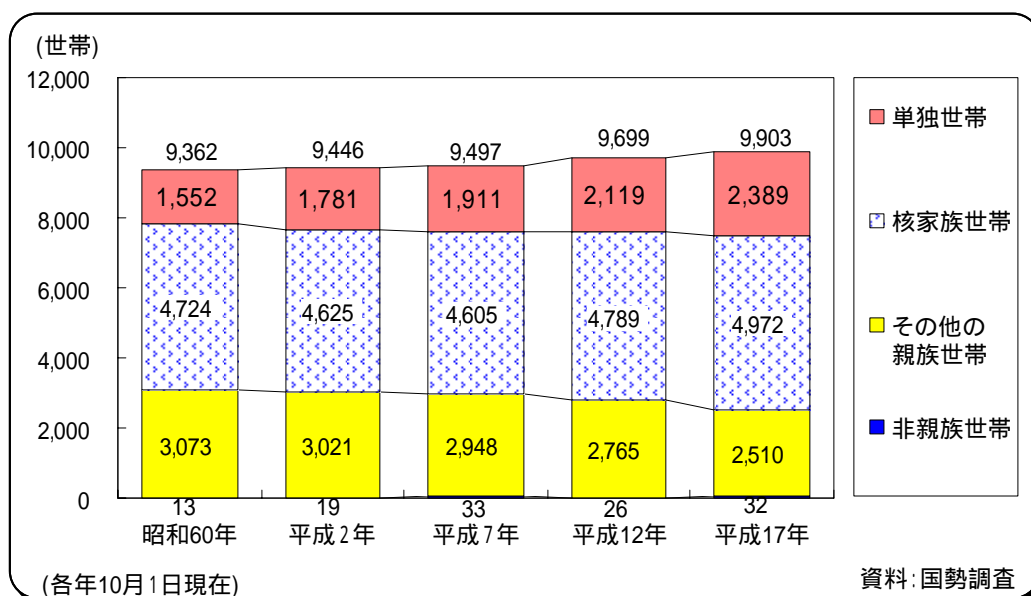


図 2-7 高齢者のいる世帯の状況の推移

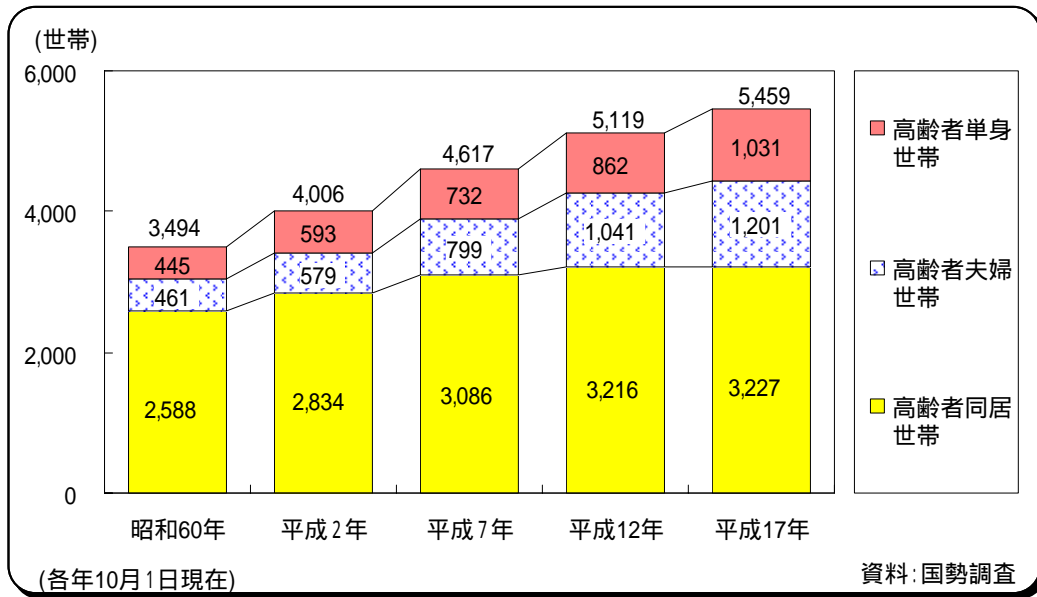
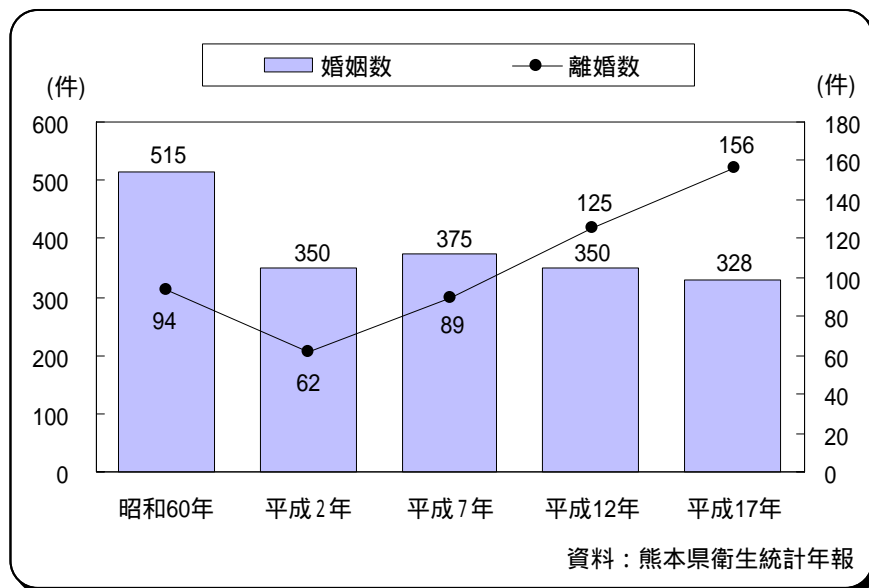


図 2-8 婚姻・離婚件数の推移





#### 4 地域コミュニティのぜい弱化と新たな地域活動の動き

少子高齢化や都市化の進展、家族形態や個人の意識、ライフスタイルの多様化などにより、これまでの地縁、血縁などに基づく地域の連帯感や支え合いの力が弱体化しつつあります。しかし、地域社会は市民一人ひとりが豊かな生活を送るための共通の基盤であり、特に地域住民の安全・安心の確保、快適な生活環境の保全や維持を図る上で、地域の果たす役割は大きく、地域コミュニティの再構築とその活動の活性化が求められています。

他方、自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がりなどを背景に、社会参加による自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティアやNPO活動への参加の動きが広がりを見せつつあります。また、高齢者、障がい者などこれまでサービスの受け手として考えられていた人たちが、ボランティア活動やシルバー人材センターの活動などに主体的に取り組むなど、新たな充実感や生きがいを見出し社会活動に参加しようとする意識も芽生えてきています。

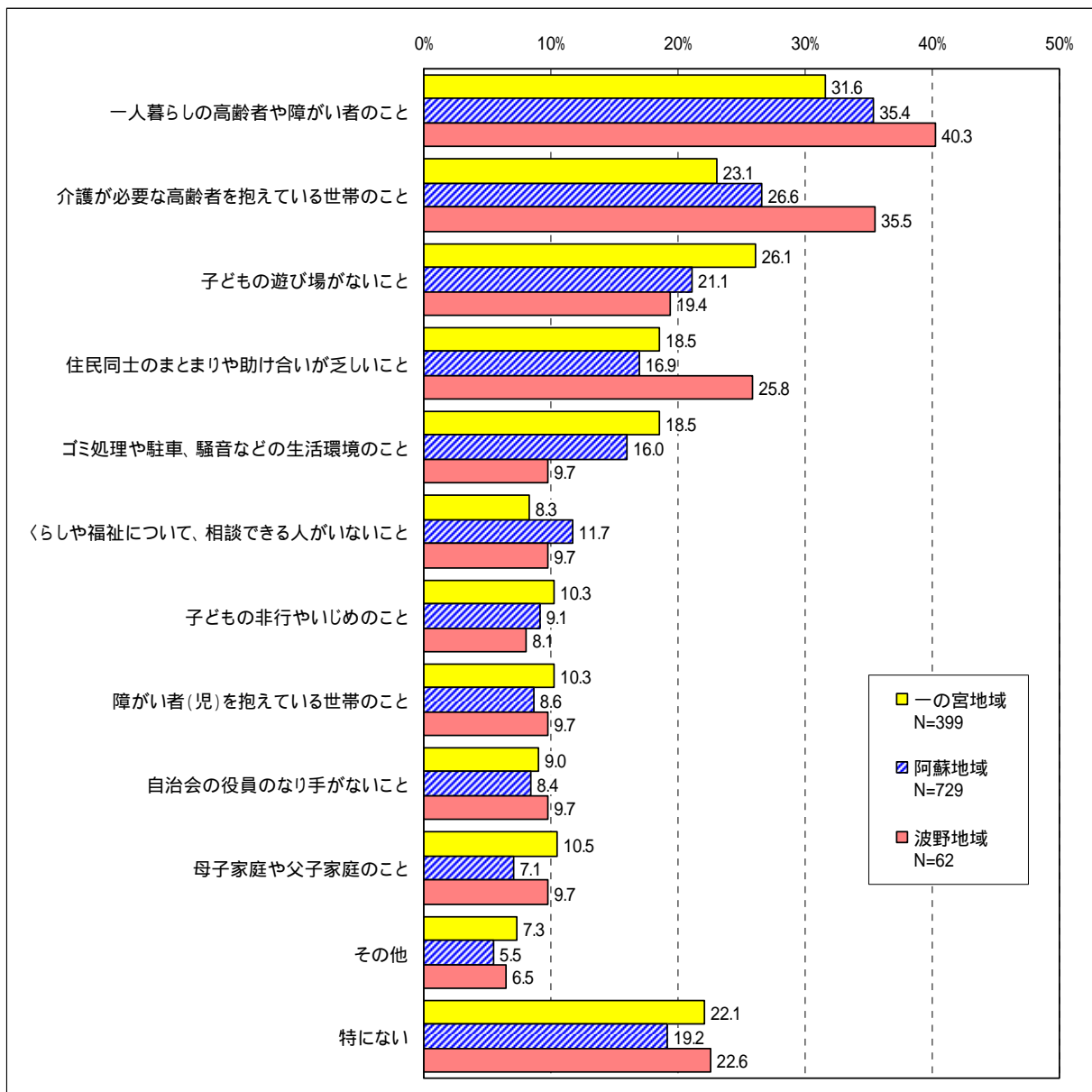
地域福祉の重要性が指摘される今日、こうした市民の新しい地域活動と、従来の地縁などに基づく地域コミュニティ活動の連携は、今後の大きな課題であり、それを視野に入れながら、地域全体で日常生活上の不安の解消や生活課題の解決を図り、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことが求められています。

## 5 市民アンケート調査結果に見る地域の生活課題

### (1) 地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題

地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題をたずねたところ、3地域とも「一人暮らしの高齢者や障がい者のこと」を選択した人が最も多くなっています。また、阿蘇地域と波野地域では「介護が必要な高齢者を抱えている世帯のこと」が2番目に挙がっていますが、一の宮地域ではそれよりも「子どもの遊び場がないこと」という回答割合が高くなっており、やや地域差が見られる結果となっています。

図 2-9 地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題

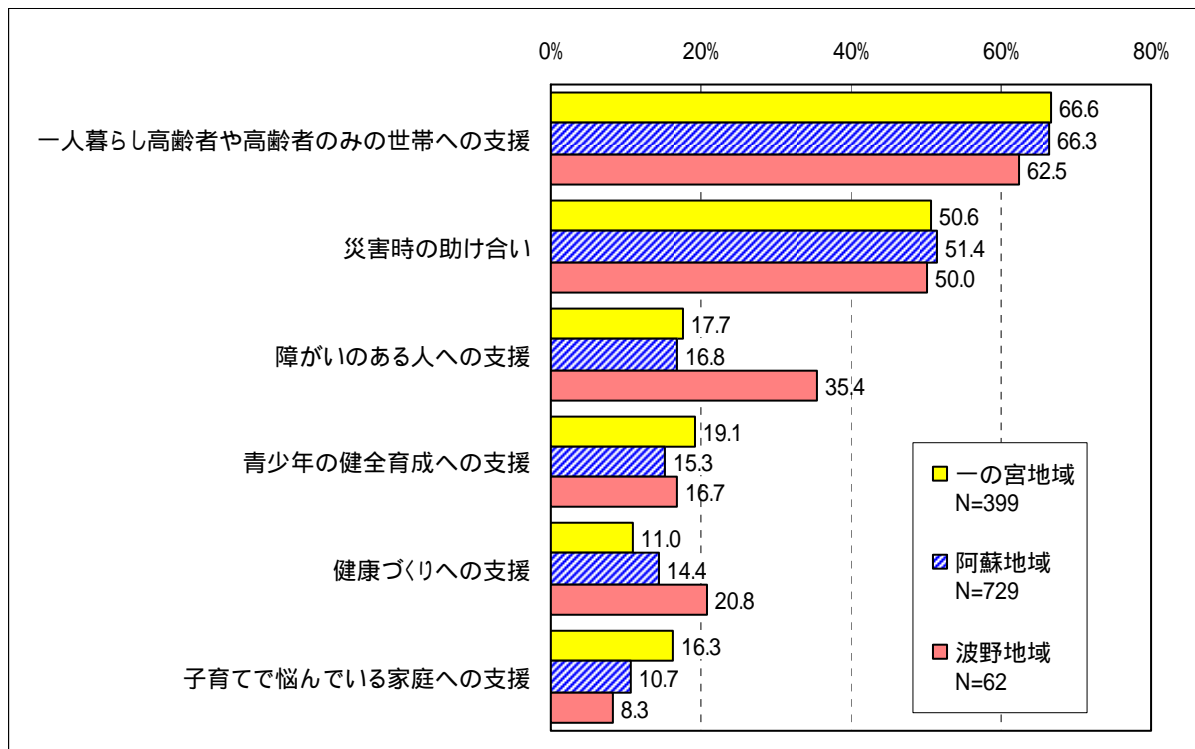


資料：市民アンケート調査結果

(2) 地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題

地域の人たちが協力して取り組むことが特に必要な問題をたずねたところ、3地域とも「一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援」が最も多く、「災害時の助け合い」がそれに続いています。また、波野地域では「障がいのある人への支援」を選択した人の割合が他の地域に比べ、特に高くなっています。

図2-10 地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題

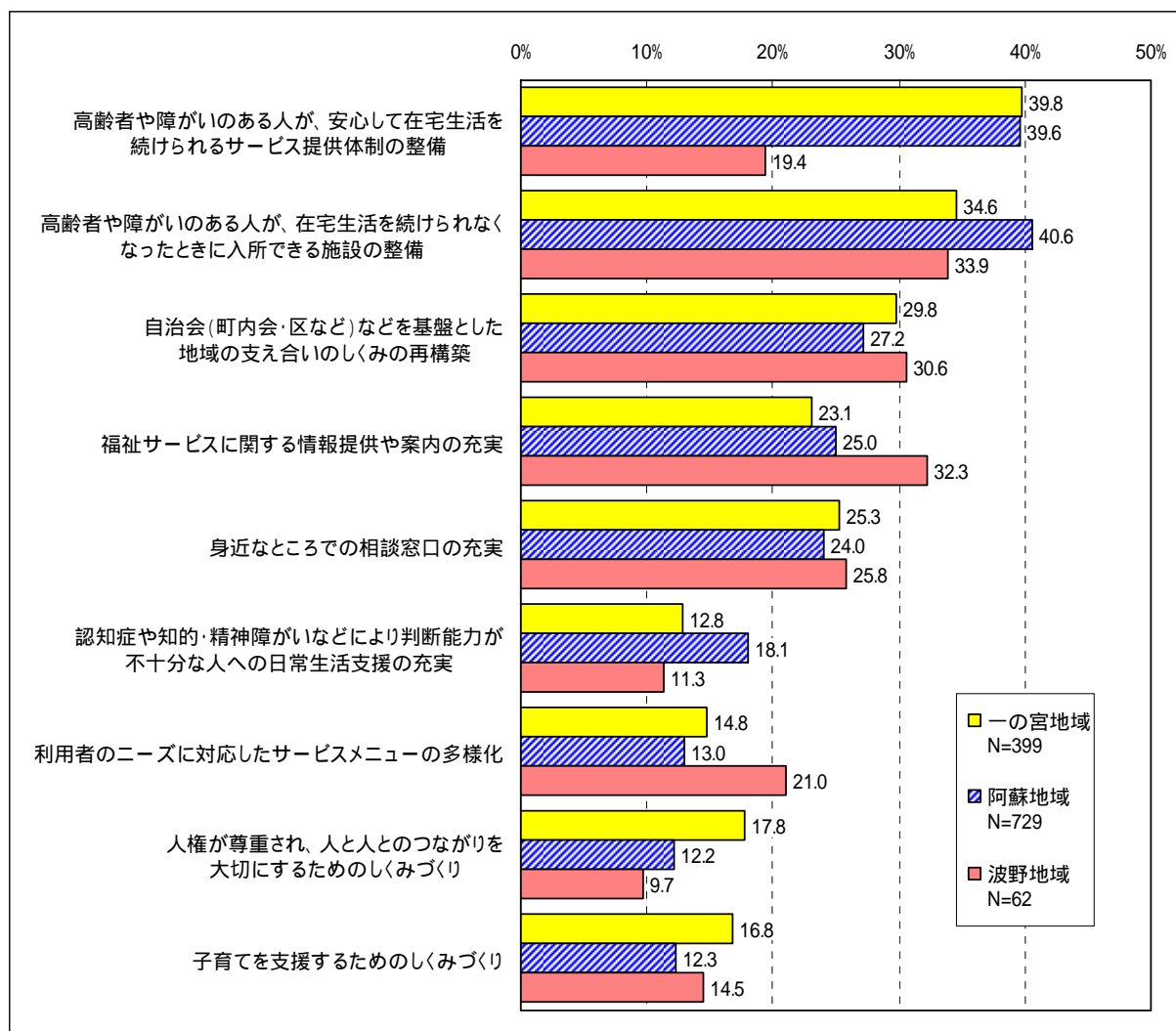


資料: 市民アンケート調査結果

## (3) 地域福祉の基盤整備のために阿蘇市が優先的に取り組むべき施策

地域福祉の基盤整備のために阿蘇市が優先的に取り組むべき施策をたずねたところ、阿蘇地域と波野地域では「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設の整備」を選択した人が最も多く、一の宮地域では「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」が最も多くなっています。また、波野地域では「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」を選択した人の割合は他地域の半分程度にとどまっており、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」や「自治会などを基盤とした地域の支え合いのしくみの再構築」の回答割合の方が高くなっています。

図 2-11 地域福祉の基盤整備のために阿蘇市が優先的に取り組むべき施策  
(上位9項目のみ掲載)



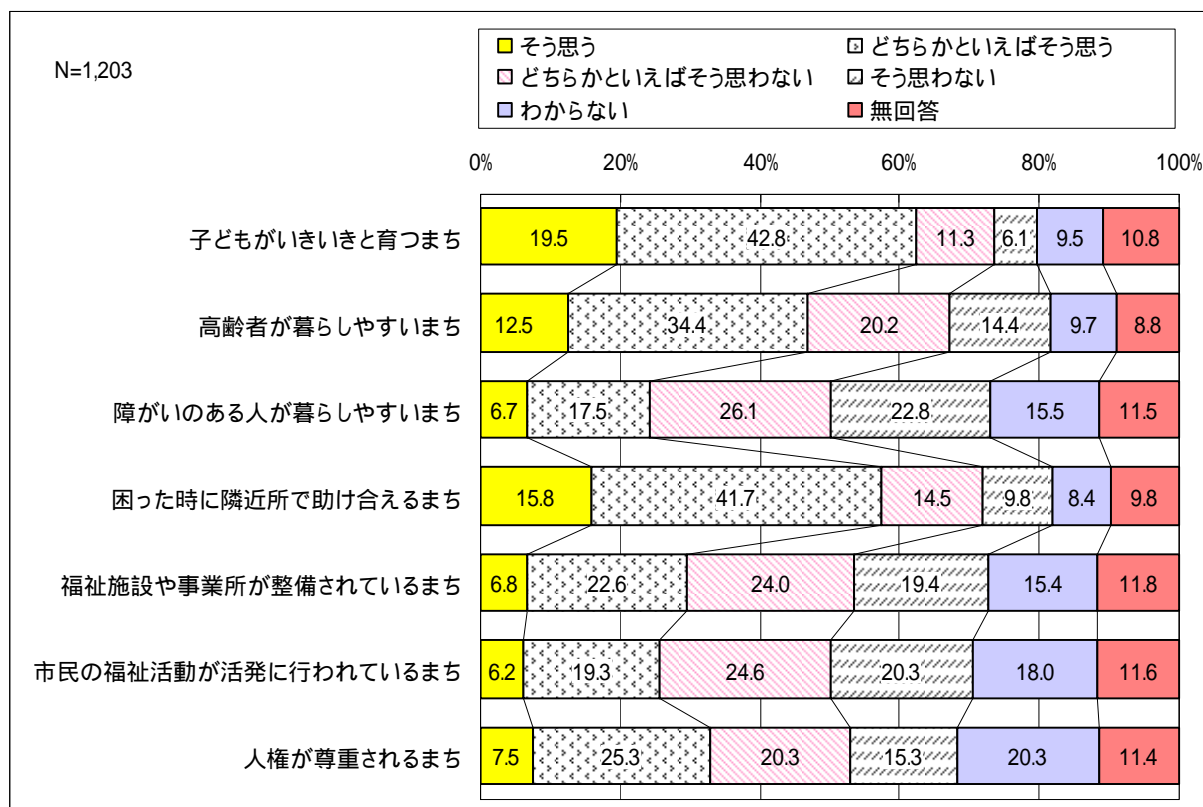
資料：市民アンケート調査結果

(4) 阿蘇市はどのようなまちだと思うか

阿蘇市はどのようなまちだと思うか、図2-12の7項目について、それぞれ思うかどうかをたずねたところ、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が最も高かったのは、「子どもがいきいきと育つまち」(62.3%)で、「困った時に隣近所で助け合えるまち」(57.5%)についても比較的高い割合となっています。

一方、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が最も低かったのは「障がいのある人が暮らしやすいまち」(24.2%)で、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した人の割合(48.9%)の方が24.7ポイント高くなっています。

図2-12 阿蘇市はどのようなまちだと思うか



資料: 市民アンケート調査結果

## 第3章 基本目標ごとの取り組み

### 基本目標1 支え合い・ふれあいのあるまちづくり

#### 1 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

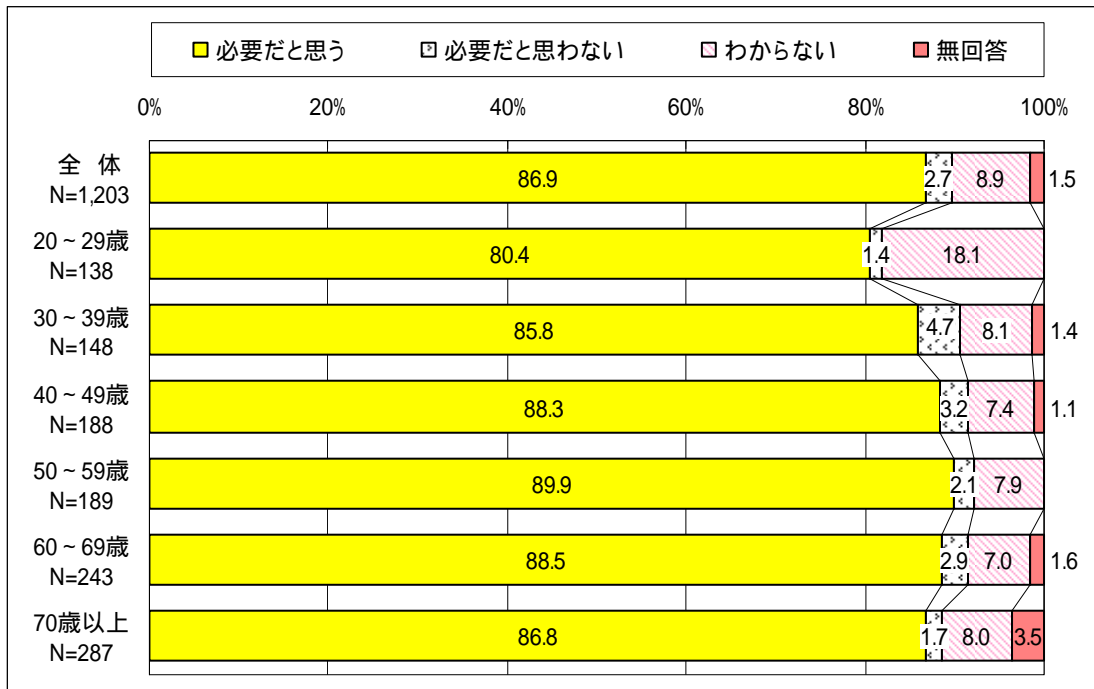
##### (1) 現状と課題

市民が地域活動に主体的に参加したり、地域での支え合いのしくみをつくったりするためには、まずは市民の地域意識（地域に関心を持ち、地域のことを知る）を高める必要があります。そのためには、すべての人が地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直すことが大切です。

流動性の激しい都市部に比べると、本市にはまだ昔ながらのつながりや支え合いの構図が残っている地域もありますが、以前に比べその希薄化が進んでいることは多くの市民の実感でもあります。市民アンケート調査の結果によると、「地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか」という問いに対し、86.9%と大半の人が「必要だと思う」と回答している（図3-1参照）一方で、現在の近所付き合いの程度について「親しく付き合っている」と回答した人は58.3%にとどまり（図3-2参照）、近所付き合いを「あまりしたくない」と回答した人は11.2%となっています（図3-3参照）。しかも、近所付き合いの程度、考え方については年齢階層による差が顕著で、年齢階層が低くなるにつれて、その親密度の低下や消極的傾向が目立っています。

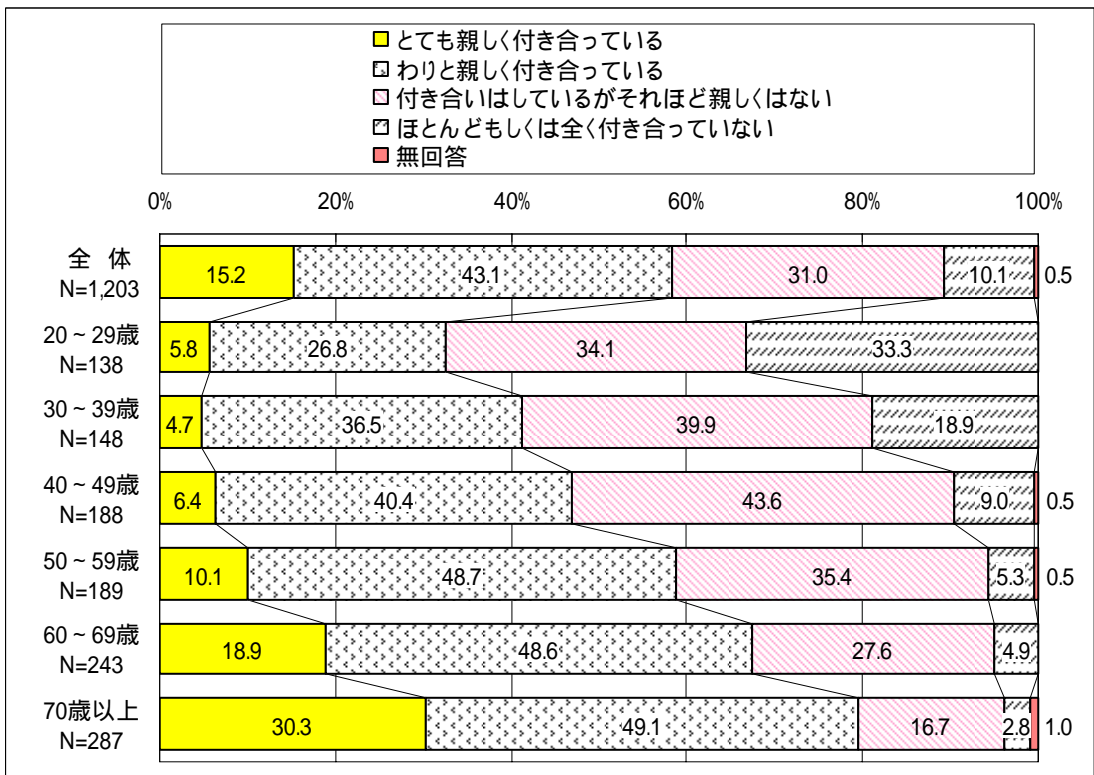
また、市民アンケート調査の結果を見る限り、市民の福祉についての関心度も決して低いとは言えません（図3-4参照）。しかし、支え合いのまちづくりを推進するためには、これまでのように「福祉」を特定の人のためというように限定的に捉えるのではなく、高齢者や障がい者といった要援護者への対応を重視しながらも、それにとどまらず、市民誰もがその人らしい生活を送るために、各自の能力や興味、関心に応じて自己実現していけるようにするためのまちづくりという、広い視点で「福祉」を捉え直す必要があります。市民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を行いながら、地域の中で孤立している人たちを結びつけ、生涯を通してお互いの人間関係を深めていくために必要となる施策やしきみづくりを進めていくことが重要です。

図 3-1 地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか



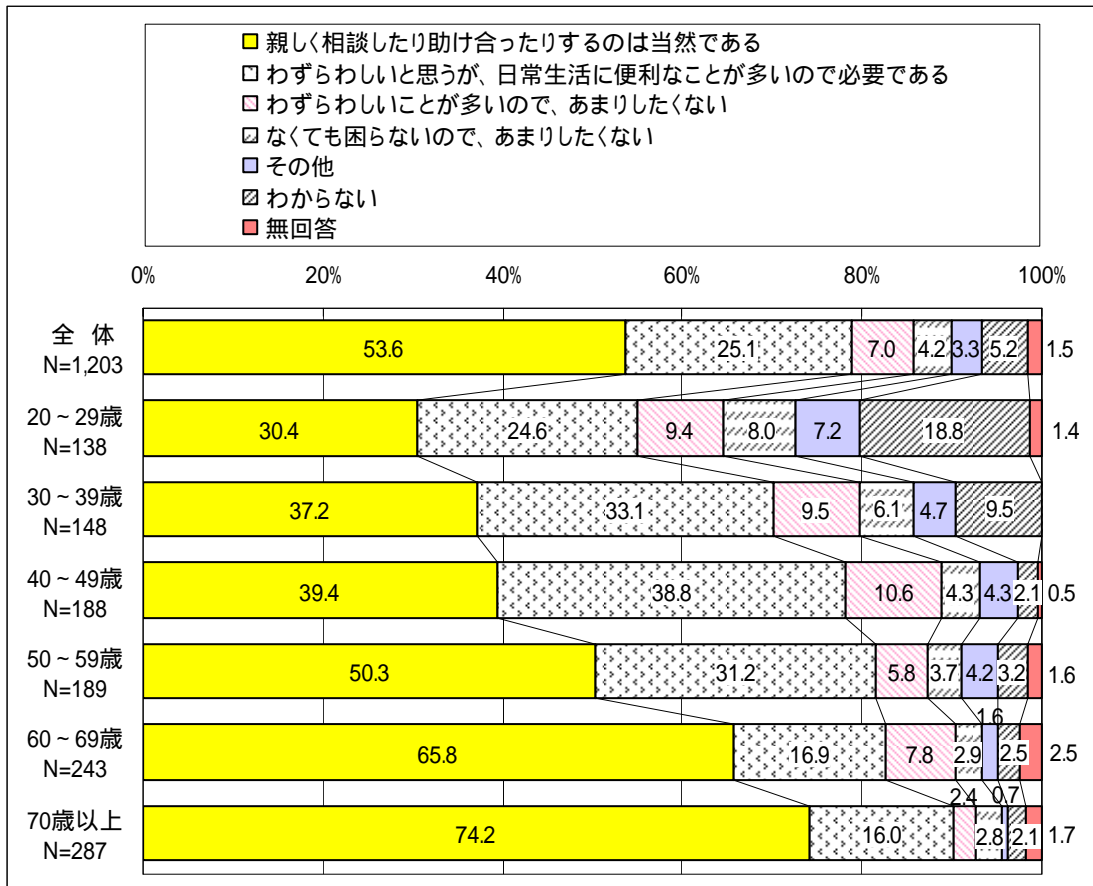
資料: 市民アンケート調査結果

図 3-2 近所付き合いの程度



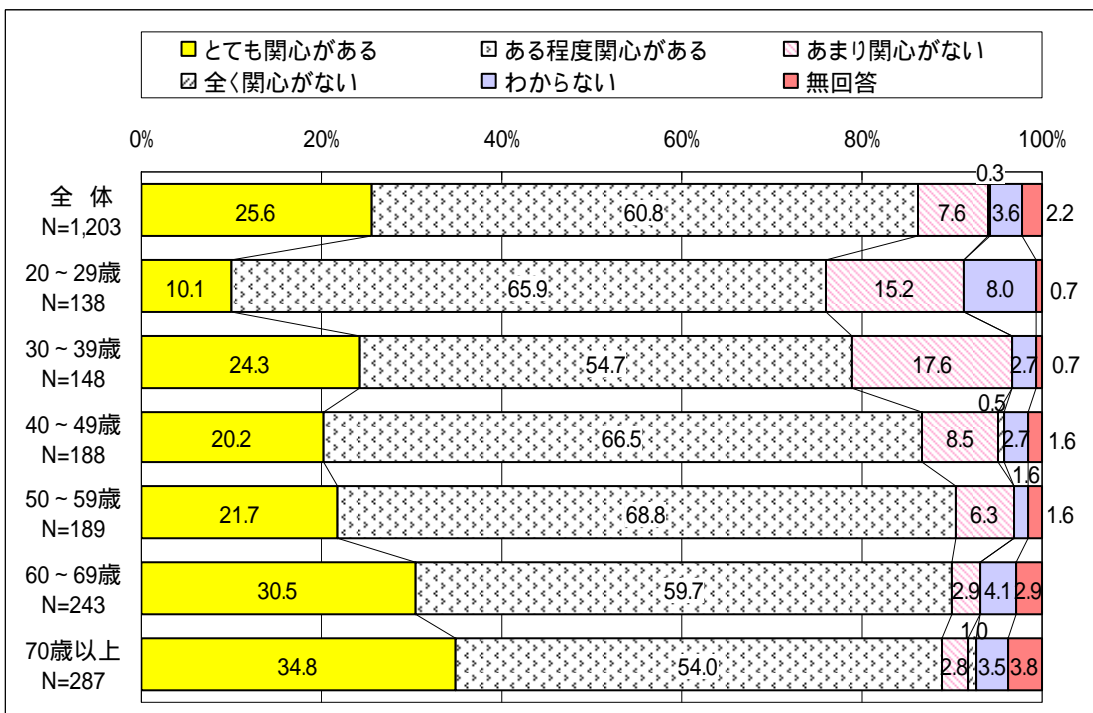
資料: 市民アンケート調査結果

図 3-3 近所付き合いに対する考え方



資料: 市民アンケート調査結果

図 3-4 福祉に対する関心度



資料: 市民アンケート調査結果



(2) 今後の取り組み

地域意識を高めるには、隣近所や自治会（町内会や区など）等の役割を再認識する必要があります。隣近所との関わり的重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるとの意識の啓発を図るとともに、地域における活動への積極的な参加を促進します。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちます。</p> <p>地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。</p> <p>地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。</p> <p>誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めます。</p>
福祉事業者等	<p>地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供やサービス利用当事者の現状の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。</p> <p>福祉サービスを受ける高齢者や障がい者などが、地域の行事に気軽に参加できるよう、情報提供など参加支援を進めます。</p>
市社会福祉協議会	<p>広報活動や小地域ネットワーク活動の支援を通じて、市民の福祉意識の啓発を図ります。</p>
市（行政）	<p>出前講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性等についての意識啓発を図ります。</p> <p>市職員の地域活動への参加を促進します。</p> <p>学校においても、地域福祉への理解を深めていきます。</p>

(3) 管理指標と目標

管理指標	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)
福祉に「関心がある」市民の割合	86.4%	90%
近所の人と「親しく付き合っている」市民の割合	58.3%	65%

## 2 交流・ふれあいの促進

### (1) 現状と課題

地域福祉や支え合い・助け合いという言葉は、決して強制されるものではなく、市民一人ひとりの心が源となって広がっていくべきものです。目指す方向性はゆるやかに共有しながらも、一人ひとりが自らの目線で地域社会の一員として、楽しく、いきいきと、生きがいを持って暮らしていくことが大切です。

その意味では、福祉や助け合いといった視点にとどまらず、地域における楽しみや生きがいの機会そのものを増やしていく、という発想がより重視されるべきであり、交流が活発に行われることが、お互いを知り、思いやりの心を持つための第一歩になると考えられます。

全国的に世代間の断絶が叫ばれ、高齢者の孤独死がニュースになるなど、地域におけるコミュニケーション不足が顕在化する場面も少なくなく、本市においてもそういうことのないように地域の交流・ふれあいを促進する必要があります。

地域で交流を進めていくには、地域住民の一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりが必要です。既存の公共施設の有効活用などによる活動の場の確保を進めるとともに、行事の開催や花づくりなど地域住民が交流できる広場、機会、空間などの居場所づくりを、施設という形態にとらわれず、創意工夫で実現していくことも大切です。話題があり、集まる理由があれば、そこには様々な場ができます。集まるきっかけ・仕掛けを考え、実践していくというソフト面からの場づくりが重要です。

また、本市で既に行われている、高齢者の地域でのふれあい活動や子育て支援センター事業など、交流やふれあいの場を設けるための事業については、より多くの地域で、より多くの市民、より多くの世代の交流が可能となるよう、その拡充が必要です。

さらに、市内で各種サービスを提供している福祉事業者においても、サービス利用者とその家族だけでなく、地域住民にも事業内容を理解していただき、サービス利用者と地域住民との交流を促進するような取り組みが求められます。

(2) 今後の取り組み

地域における市民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、誰もが気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>隣近所や趣味を共に楽しむ者同士が日常生活の延長として集い、語らいの場や楽しみを積極的に持つよう、心がけます。</p> <p>地域の行事やイベントなど、楽しみながら交流できる場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会の創出を図ります。</p> <p>地区の公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用していきます。</p>
福祉事業者等	<p>学校と連携し、体験学習を通じた交流を図ります。</p> <p>福祉サービス利用者と地域住民が一緒に楽しめる行事を企画・開催します。</p>
市社会福祉協議会	<p>地区福祉座談会やふれあいサロン活動などの小地域ネットワーク活動の支援を通じて、世代間の交流やふれあいを啓発します。</p> <p>ボランティア協力校の活動を通じて世代間の交流を進めます。</p>
市（行政）	<p>地域でのふれあい活動や子育て支援センター事業をはじめとする各種事業の拡充を図ります。</p> <p>市民の交流の現状や情報などを広報誌やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。</p> <p>高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。</p> <p>公共施設の空きスペースを利用しやすくし、交流のための場づくりを支援します。</p> <p>公共施設以外の居場所の確保策について、他市町村の実践例等の情報収集・発信に努めます。</p>

## (3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 19 年度)	目 標 (平成 24 年度)
ふれあいサロンの設置箇所数	90か所	117か所
市行政区数に対するふれあいサロンの設置の割合	76.9%	100%

### 3 地域における支え合いのしくみの構築

#### (1) 現状と課題

地域社会は、家族や家庭の次に、地域における基本的なまとまり・つながりとなる単位です。地域で共に暮らす者同士、日頃から連携・連絡などを保つことが必要ですが、核家族化、一人暮らし世帯の増加などにより、隣近所の気軽な助け合い、日常的な安否確認、見守りなど、昔であれば比較的容易に行われていた日常的なまとまり・つながりを維持していくことが難しい時代になってきています。

しかし、このように、生活様式が多様化し、地域社会の役割を維持・充実させていくことが難しい時代であっても、住民一人ひとりの持つ温かい心が重なり合い、広がるよう、地域での支え合い・助け合いのしくみづくりに取り組んでいく必要があります。

また、支え合い・助け合いの輪を広げるためには、地域の情報を正しく理解することが不可欠です。支援を必要とする人がどこにいるか、その人の状況はどうかなど、地域福祉を進める上での基礎的な情報を的確に把握しておくことが必要であり、時間の経過とともに変わる状況を踏まえ、情報の更新を定期的に行う必要があります。

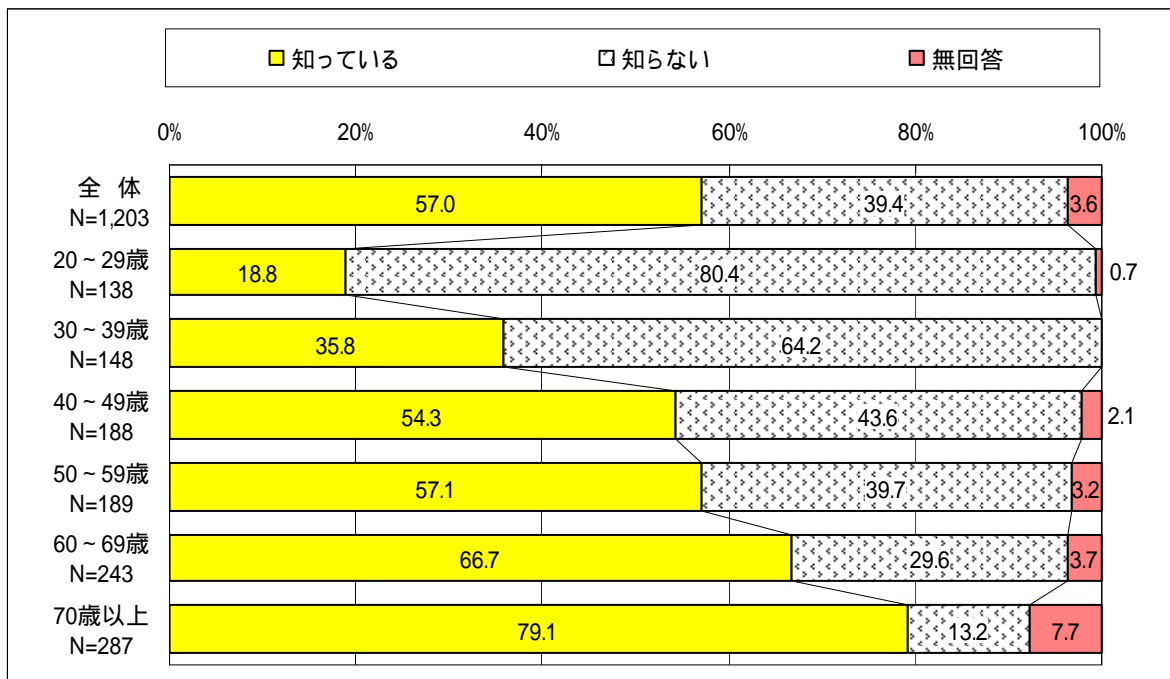
一方、こうした情報の必要性和裏腹に、地域社会の崩壊、世代間の断絶など、情報把握が難しい時代になっていることも事実です。また、個人情報の保護に関する法律の施行により、情報を得、共有することが非常に難しくなっていることもあり、情報の共有と個人情報の保護をどう両立していくかが、本市でも大きな課題となっています。個人情報の保護に十分配慮し、本人の意思などを尊重しながら、支援に必要な情報については積極的に地域で共有していくための情報交換の場やしきみづくりが求められています。

地域では、従来より民生委員・児童委員が社会奉仕の精神を持って、高齢者・障がい者など支援が必要な人への訪問や情報提供、相談活動などに精力的に取り組んでいますが、福祉ニーズの増大・多様化や情報把握の困難性などからその活動にも限界があります。また、市民アンケート調査の結果によると約4割の人が自分の地区の民生委員・児童委員を知らないと回答しており(図3-5参照)、その活動内容も市民に十分認知されているとは言えない状況です(図3-6参照)。

このような状況の下、本市では、平成18年度から、地域の助け合い、見守り、声かけ活動を強化するしくみづくりとして、市社会福祉協議会において、「阿蘇市やまびこネットワーク」と呼ばれる小地域ネットワーク活動を構築するための地区福祉座談会が開催されており（18年度37か所、19年度45か所、20年度35か所）既に550名を超える福祉協力員が各区で選任されています。もちろん、こうしたネットワークづくりに対する地区ごとの温度差はありますが、今後順次地域による支え合いのしくみづくりが広がっていくことが期待されます。

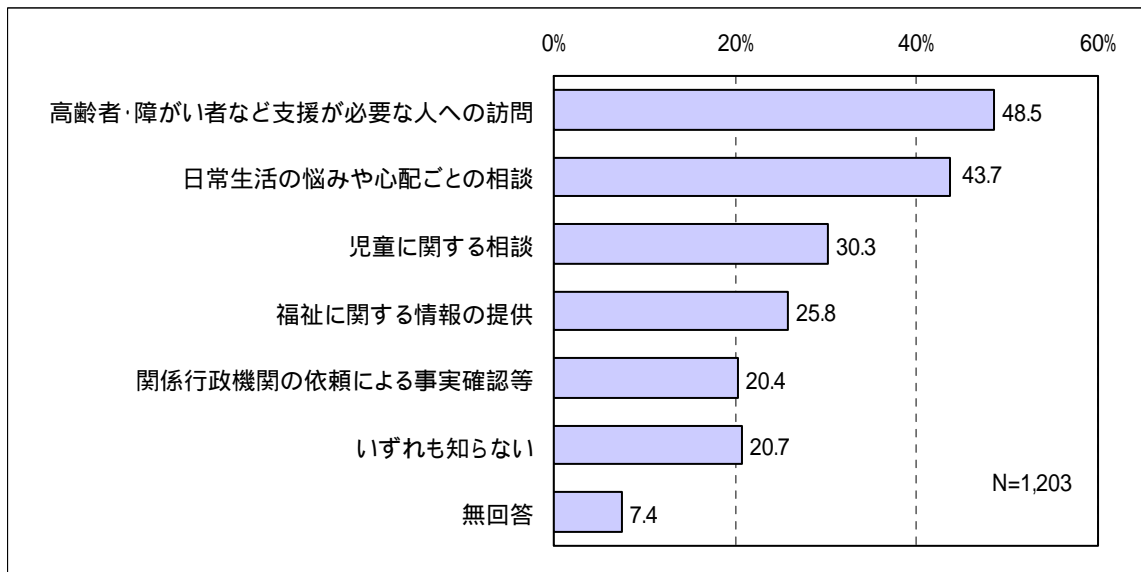
市民アンケート調査において、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかたずねたところ、「安否確認の声かけ」が49.2%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が46.2%、「高齢者などの見守り」が39.3%と続いています（図3-7参照）。また、逆に隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てで困っている家庭があったらどんな手助けができるかたずねたところ、ここでも「安否確認の声かけ」が66.4%と最も多く、次いで「話し相手」が45.6%、「災害時の手助け」が43.0%と続いています（図3-8参照）。してほしいこととできることにはやや違いが見られますが、今後、このような地域で手助けしてほしいことや地域でできることが地域の中で日常的に当たり前になされるよう、支え合いのしくみづくりを推進する必要があります。

図3-5 地区の民生委員・児童委員を知っているか



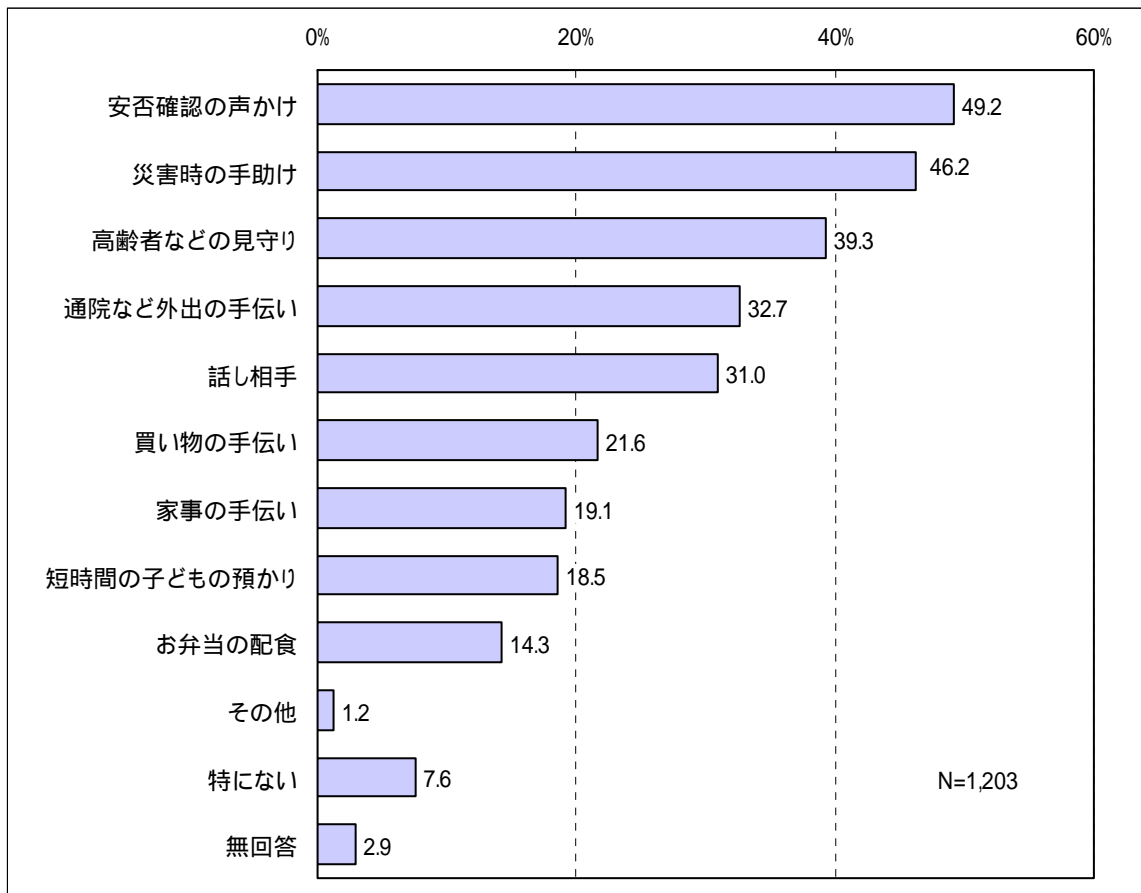
資料：市民アンケート調査結果

図3-6 民生委員・児童委員が行う活動として知っているもの



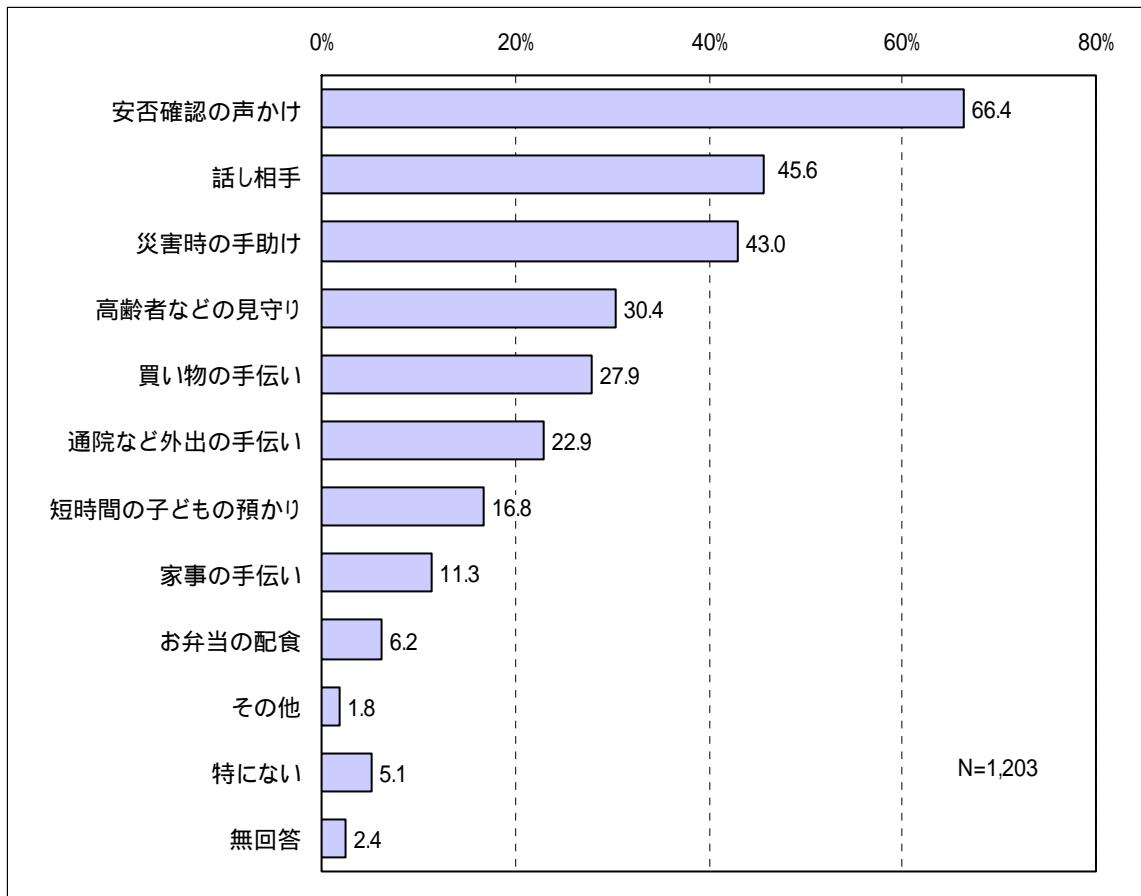
資料: 市民アンケート調査結果

図3-7 自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいか



資料: 市民アンケート調査結果

図 3-8 隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てで困っている家庭があったらどんな手助けができるか



資料: 市民アンケート調査結果

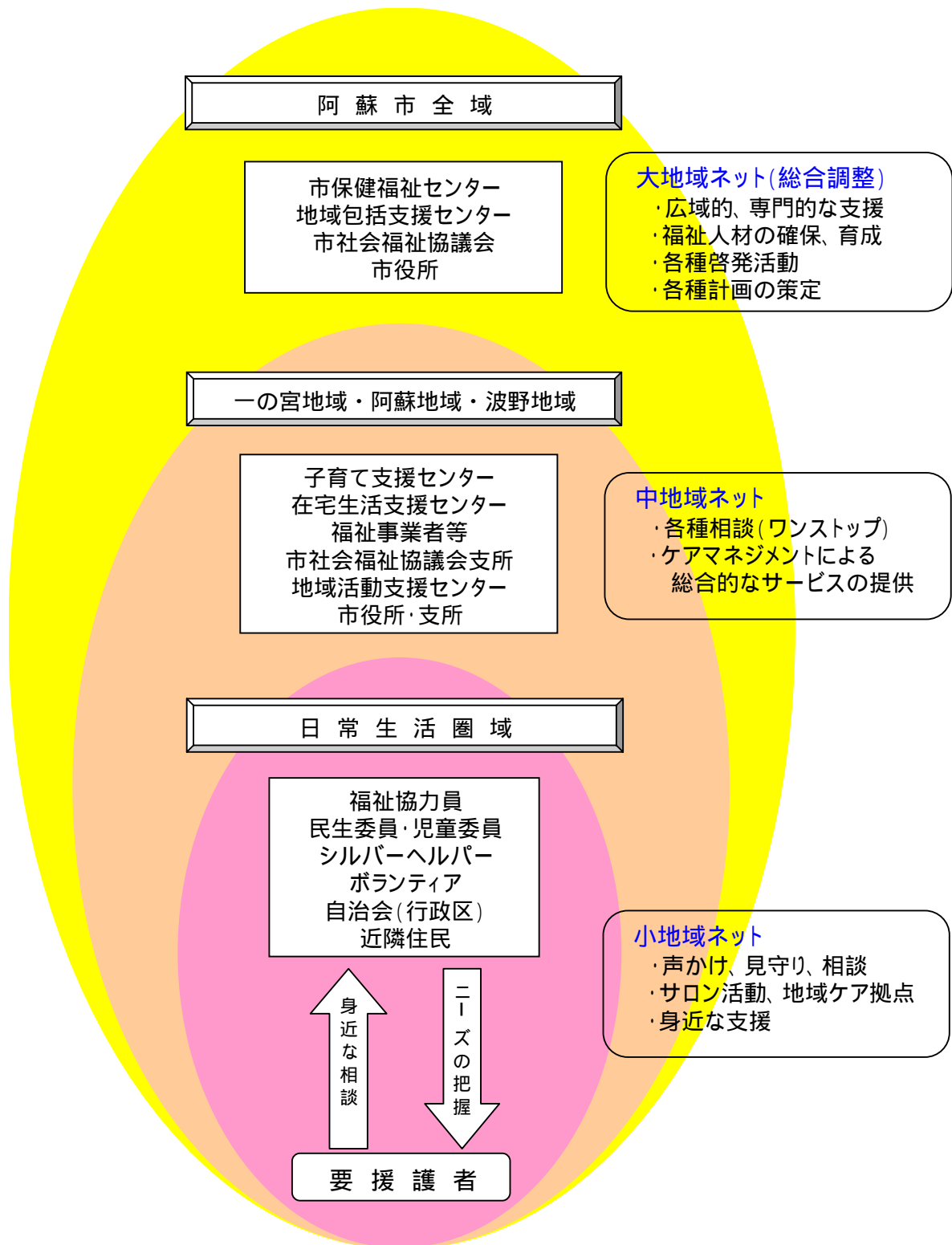


(2) 今後の取り組み

地域における支え合いのしくみを具現化するため、「阿蘇市やまびこネットワーク」の構築を進め、地域の情報交換と共有化を図るとともに、地域における助け合い、見守り、声かけ活動の強化を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。</p> <p>民生委員・児童委員や福祉協力員等の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要な情報交換に努めます。</p>
福祉事業者等	<p>福祉サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。</p>
市社会福祉協議会	<p>全行政区で地区福祉座談会を開催するなどして小地域ネットワークを構築し、各地区に設置されるネットワーク連絡会などを通じて、地域の要援護者等に関する情報交換と日常的な安否確認や見守り活動ができるよう支援します。</p>
市（行政）	<p>市社会福祉協議会が推進する小地域ネットワークの構築を支援するとともに、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって必要不可欠な各種情報の収集・提供に努めます。</p> <p>行政区単位の小地域におけるネットワークにとどまらず、一の宮地域・阿蘇地域・波野地域を想定した中地域ネット、さらには市全体を想定した大地域ネットといった重層的なネットワークの構築を図ります（図 3-9 参照）。</p>

図 3-9 重層的地域ネットワークのイメージ



(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 19 年度)	目 標 (平成 24 年度)
福祉協力員が設置されている行政区の数	106地区	117地区
福祉協力員が設置されている行政区の割合	90.6%	100%
福祉協力員の配置数	554人	1,000人
100世帯に配置される福祉協力員の数	5.1人	9.2人
地区班数における福祉協力員配置の充足率	33%	60%
居住地区担当の民生委員・児童委員を「知っている」市民の割合	57.0%	70%
阿蘇市を「困ったときに隣近所で助け合えるまちだ」と思う市民の割合	57.5%	70%

## 4 心のバリアフリー・多様性の理解の促進

### (1) 現状と課題

地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠です。例えば、普段の生活に問題の少ない健常者にとってはあまり気にならないことであっても、高齢者や障がい者などにとっては、生活の不便や孤独感など、様々な問題、悩みを抱えていることが少なくありません。こうした意識の差は、時として互いの無関心につながり、お互いの気持ちがますます離れていってしまうことが心配されます。支え合い・ふれあいのまちづくりを構築していくためには、地道にお互いの立場を知り、理解し、認め合うことが大切です。

また、特に障がい者については、障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言い難い現実があり、障がい者の福祉サービス事業者に対するアンケート調査では、「地域福祉を推進するために最も重要なことは障がい者に対する理解を深めることである。」という意見が寄せられています。すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実やボランティア活動等を通して障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

貧困や失業に陥った人々、障がいを有する人々、ホームレスの状態にある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合する「共に生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」という視点に立って、支え合い・ふれあいのまちづくりを推進していかなければなりません。

ノーマライゼーション【Normalization】：常態化、正常化、標準化。

障がいのある人や高齢者等、社会的にハンディキャップを負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

(2) 今後の取り組み

自治会や学校、市社会福祉協議会、地域の福祉事業者等との連携により、各種啓発活動や福祉教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあい機会の充実により、心のバリアフリーと多様性の理解を促進します。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。</p> <p>高齢者や障がい者に対する思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。</p>
福祉事業者等	<p>高齢者や障がい者など、当事者の立場を体験する機会の充実に努めます。</p> <p>障がいや障がい者に対する理解を促進するため、障がい福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくりに努めます。</p> <p>福祉機器を取り扱う事業者においては、ユニバーサルデザインによる製品の紹介、普及に努め、共に生きる社会づくりを支援します。</p>
市社会福祉協議会	<p>福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。</p> <p>各種事業や講座などを通じ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図ります。</p>
市（行政）	<p>障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。</p> <p>福祉教育の充実により、心のバリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの浸透を図ります。</p> <p>市が主催する行事にだれもが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。</p>

## (3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 19 年度)		目 標 (平成 24 年度)
阿蘇市を「障がいのある人が暮らしやすいまちだと思ふ」市民の割合	24.2%		30%
ソーシャル・インクルージョンの考え方を知っている市民の割合	-		30%

## 5 ボランティア活動の促進

### (1) 現状と課題

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢社会においては、とりわけ大切な人材であり、地域福祉を支える担い手です。阿蘇市総合計画においても、「福祉ボランティアの育成」は地域福祉推進の方向性の一つに位置づけられています。

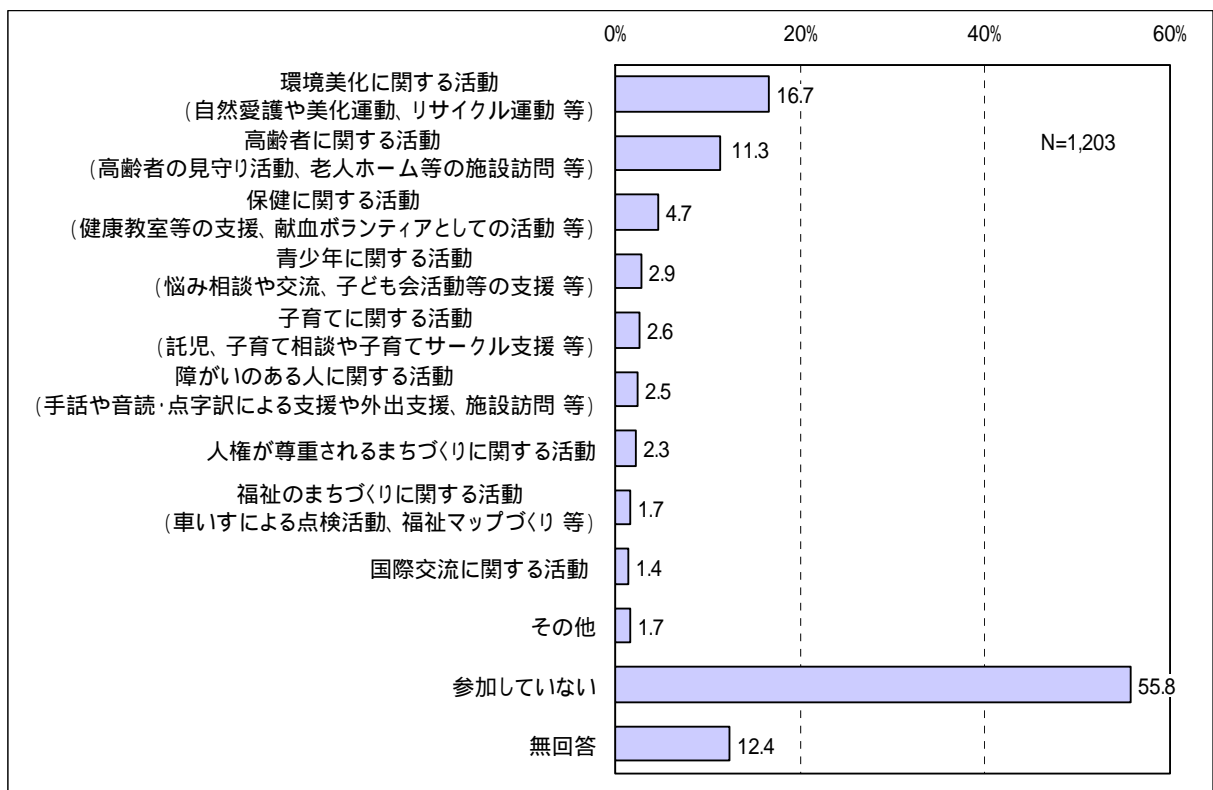
本市では、市社会福祉協議会にボランティアセンターを置き、市民のボランティア活動への参加促進と支援を図っており、高齢者や障がい者などを支える様々な対象者別の福祉ボランティア活動の他、環境美化に関する活動まで、ボランティア活動の場は非常に幅広い分野にわたっています。

市民アンケート調査の結果によると、現在何らかのNPOやボランティア、地域の活動に参加している人は全体の31.8%にとどまっています(図3-10参照)が、今後の参加意向をたずねた設問では7割の人が何らかの活動への参加意向を示しています(図3-11参照)。ボランティアや活動等に参加していて満足していることは人それぞれで、性別による傾向の違いも見られます(図3-12参照)が、あくまでも、自らの活動意欲・意思を尊重し、今後も、ボランティア人材の発掘・育成、ボランティア組織の育成を進めていく必要があります。

また、ボランティア・NPO活動、地域での活動に参加する際に苦労すること、または参加できない要因となっていることをたずねたところ、「活動する時間がないこと」が29.8%と最も多くなっていますが、「身近に団体や活動内容に関する情報がないこと」(14.4%)や「参加するきっかけが得られないこと」(12.6%)が上位に挙がっており(図3-13参照)、ボランティア・NPO活動等を活性化するために阿蘇市がどのようなことに取り組む必要があるかをたずねた設問に対する回答でも「活動に関する情報提供」が51.5%と圧倒的に多くなっています(図3-14参照)。

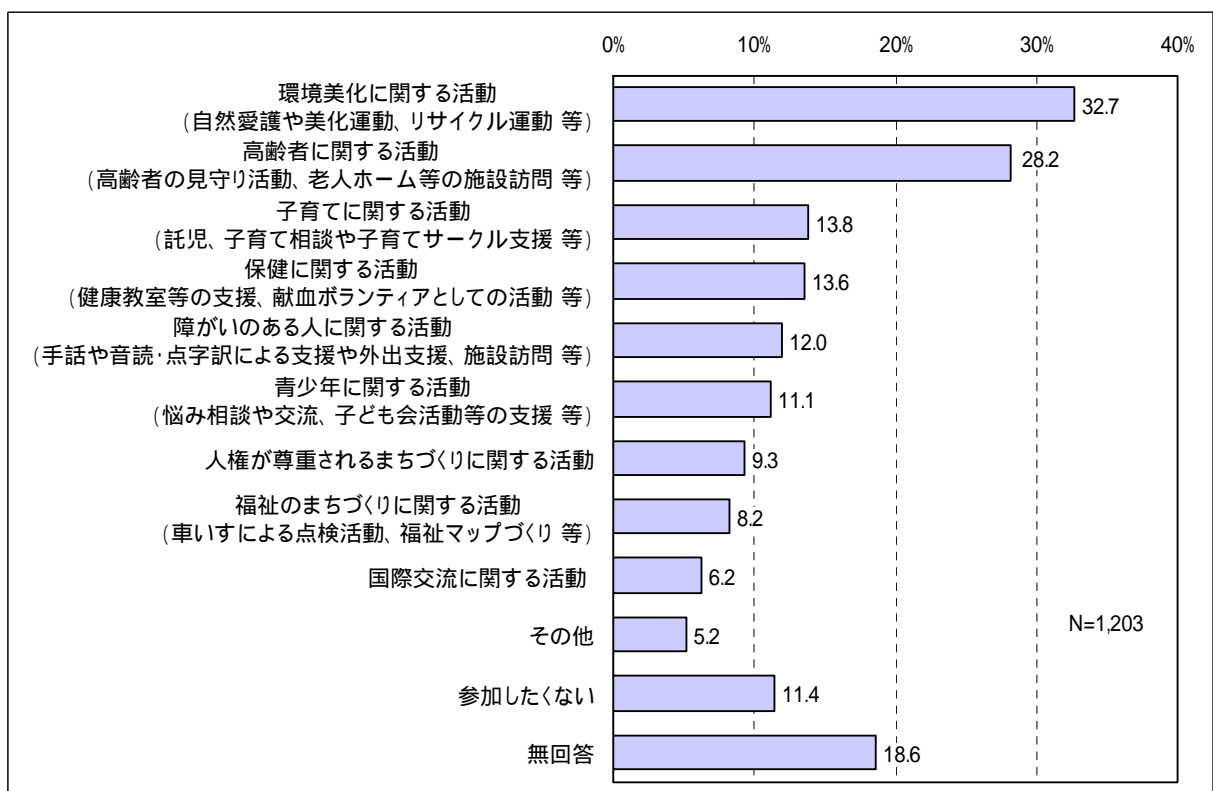
今後も、市社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、市民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成する必要があります。

図 3-10 現在参加しているNPOやボランティア、地域の活動などはあるか



資料: 市民アンケート調査結果

図 3-11 今後参加したいNPOやボランティア、地域の活動などはあるか



資料: 市民アンケート調査結果



図 3-12 ボランティア・NPO活動等に参加して満足していることは何か

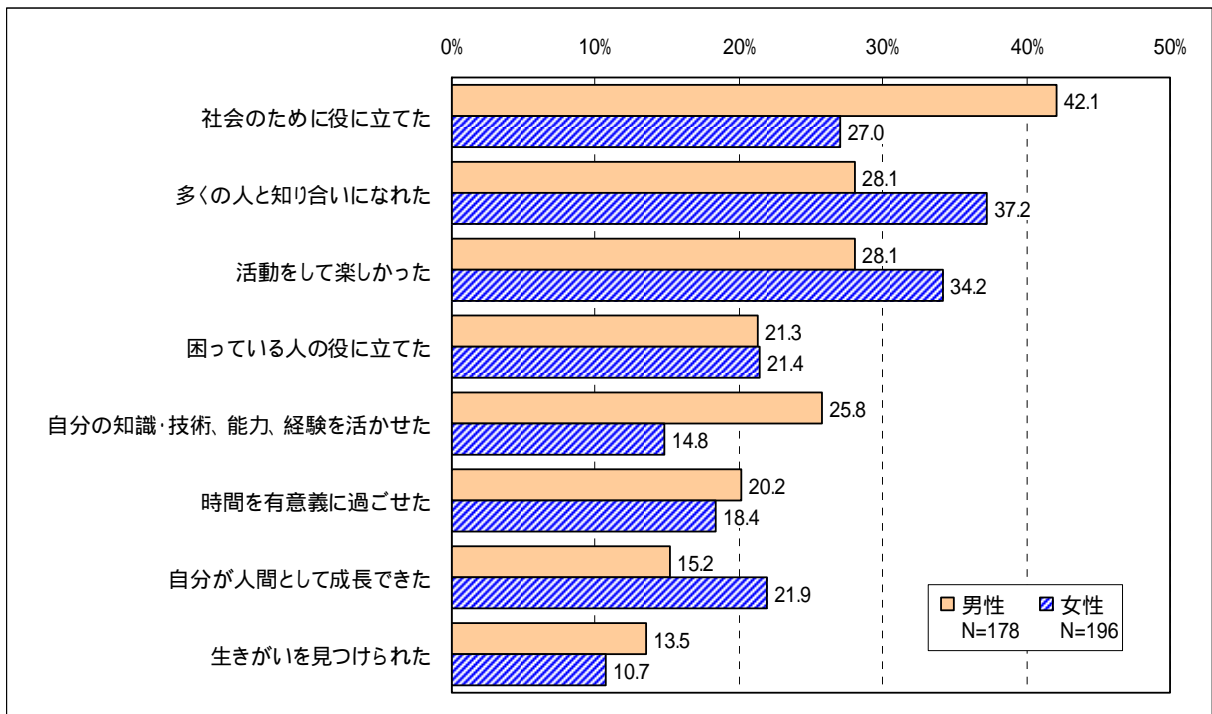


図 3-13 ボランティア・NPO活動、地域での活動に参加する際に苦勞すること、または参加できない要因となっていること

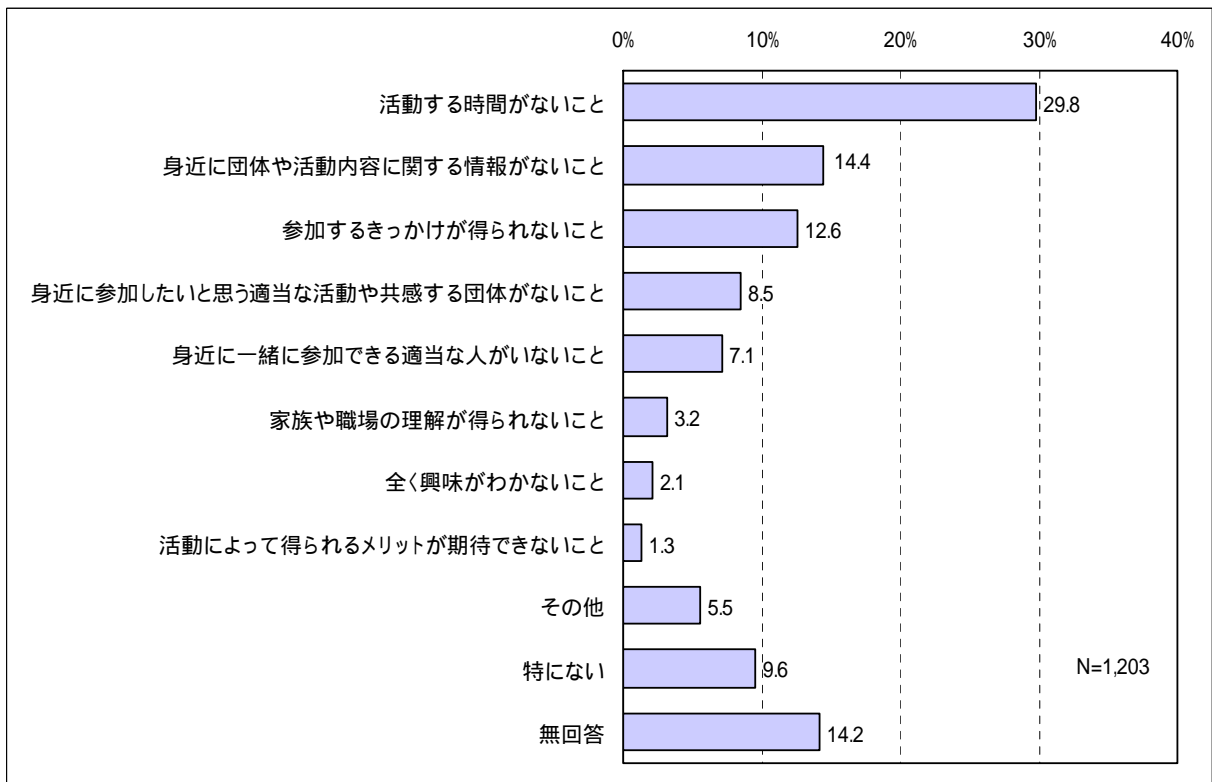
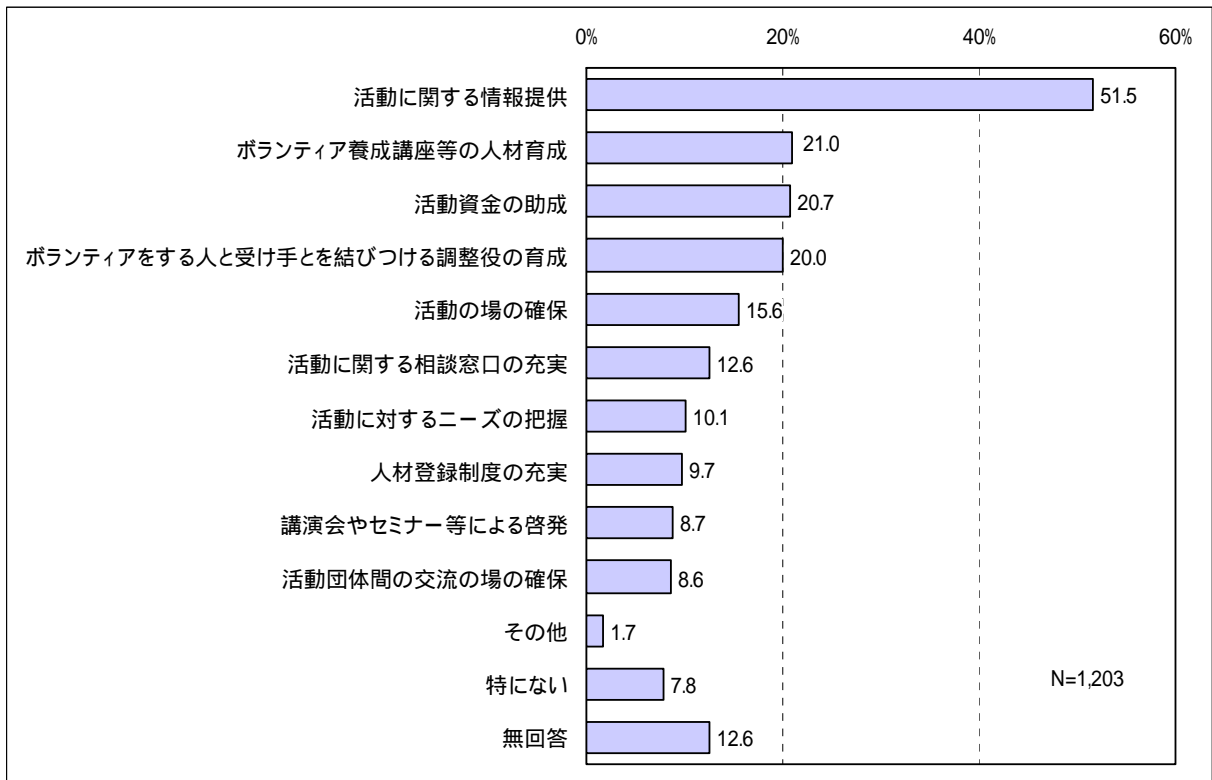


図 3-14 ボランティア・NPO活動等を活性化するために、阿蘇市はどのようなことに取り組む必要があるか



資料: 市民アンケート調査結果

(2) 今後の取り組み

市民のボランティア参加の機会を増やすため、ボランティア情報の収集・提供の充実を図ります。また、住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成するとともに、現在活動しているボランティア団体等の運営を支援します。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。</p> <p>地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。</p>
福祉事業者等	<p>事業を通じ、福祉におけるふれあいの大切さを啓発するとともに、情報を提供します。</p> <p>ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。</p>

取り組みの主体	取り組み内容
市社会福祉協議会	<p>ボランティアセンターで様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。</p> <p>ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくれます。</p>
市（行政）	<p>体験活動などを通じてボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。</p> <p>学校におけるボランティア体験学習の継続実施により、児童、生徒の理解を深めます。</p> <p>市民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。</p>

(3) 管理指標と目標

管理指標	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)
阿蘇市ボランティアセンターにおけるボランティア個人人員数	105人	200人
阿蘇市ボランティアセンターにおけるボランティアグループ・団体構成人員数	1,500人	3,000人
阿蘇市人口に占めるボランティア人口の割合	5.4%	10.7%
阿蘇市を「市民の福祉活動が活発に行われているまちだと思ふ」市民の割合	25.5%	30%

## 6 子育て家庭への支援

### (1) 現状と課題

少子化は、活力ある地域社会づくりにあたっての大きな課題です。第2章でも述べたように、本市の合計特殊出生率は、国・県に比べると高い水準にありますが、非婚化、晩婚化や、就労環境が十分に整備されていないなど様々な要素により、今後も少子化傾向が続くことが心配されています。

こうした中、子育てをしたい、子どもを産みたいという気運づくりをしていくことは、国にとっても、地域社会にとっても、大変大きなテーマです。子育ては、単に家庭の問題にとどまらず、地域社会の未来にも大きな影響を与える重要な課題となっているのです。

今日の子育ての困難は、子育てに不安やいらだち、悩みを抱えながら、孤立した中で子育てをしている母親が少なくないことにあります。親に子育てをする責任があるのは当然ですが、その責任と負担を母親だけが背負い込むことがないように、家庭における男女共同参画を促進するとともに、「育児の社会化」を進めていくことが必要です。親子に直接ふれる機会の多い地域の人々の温かな一言や支援が親を勇気づけ、子育てを楽にしていきます。子どもを取り巻く地域と家庭との連携を図り、地域社会全体で子育てを支えることができるまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、前述の地域における情報の共有化を図り、地域で活動する民生委員・児童委員が中心となって、子育て家庭に関わりをもち、それぞれのニーズにあった支援を行うことが重要です。ここでは、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、支えられる子どもとその家族が、支える側である地域住民と日頃から交流をもっておくことが必要です。地域の伝統や人のつながりが希薄になっている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にありますが、自ら地域への愛着を高めるとともに、日々のあいさつや子ども会活動、祭りなど地域行事への親子での参加等を通じ、様々な年齢間の交流の中で、地域の人々から「地域の子ども」として認識してもらうことが重要です。

(2) 今後の取り組み

子育て支援センターを子育て中の親子が気軽に集える子育てに係る相談・情報提供の拠点とし、関係機関や地域組織とも連携を取りながら、地域ぐるみの子育て支援を図ります。また、子育てサークルの育成を支援し、子育て中の親のネットワークづくりを促進します。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>子育ての当事者は、子育てサークルに加入するなど、気軽に話し合える子育て仲間をつくるよう努めるとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。</p> <p>子育てをする人が身近にいる場合、気軽に話し相手になり、知識や情報を交換するようにします。</p> <p>安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流し、「地域の子ども」として認識してもらえよう努めます。</p> <p>登下校の時間帯に合わせた買い物や犬の散歩などを行い、地域で子どもたちを見守ります。</p>
福祉事業者等	<p>福祉活動を通じ、子育て関連情報を地域に提供していくよう努めます。</p> <p>障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるよう、地域と一体となって支援します。</p>
市社会福祉協議会	<p>小地域ネットワーク活動を進展させ、各地区における子どもの見守り活動への取り組みを支援します。</p>
市（行政）	<p>相談窓口でもある子育て支援センターを中心に、子育て支援情報のネットワークづくりを推進するとともに、子育てサークル等の育成支援を行います。</p> <p>学校、幼稚園、保育所、学童保育など、地域における子どもの居場所、見守り機能の確保・充実を推進します。</p>

## (3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 19 年度)		目 標 (平成 24 年度)
子育て支援センターにおける相談件数	557件		650件
保育所の入所定員	825人		835人
保育所の受入児童数	858人		900人
放課後児童クラブ(学童保育)の設置数	5か所		6か所
放課後児童クラブ(学童保育)の受入児童数	202人		240人
子どもへの見守り・声かけなどの小地域ネットワーク活動に取り組んでいる地区の割合	-		100%

## 基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

### 1 きめ細かな相談支援体制づくり

#### (1) 現状と課題

地域の中では、行政、社会福祉法人、NPO法人等、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、従来のような対象者種別、縦割り型のサービス提供体制の下では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいものになっているという側面があります。

市民アンケート調査の結果を見ても、福祉サービス利用者の少なくとも4人に1人は、利用に際し「不都合や不満を感じたことがある」と回答しており(図3-15参照)。その内容については「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」、「どのサービスが良いのかわからず、選びにくかった」、「複数の窓口にわたるなど、利用手続きが煩雑だった」といった項目が上位に挙がっています(図3-16参照)。

介護保険サービスをはじめ、多くの福祉サービスの利用が措置から契約へと移行した現在においては、利用者本位という考え方に立って、福祉サービスを必要とするすべての人が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。

そのためには、まず、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人々が、いつでも気軽に相談することができ、複雑な相談に対してはその内容を整理して、どうすればよいのか、きちんと対応してくれる相談支援体制が必要で、このことは市民アンケート調査の結果を見ても明らかです(図3-17参照)。

また、市民アンケート調査の結果を見ると、悩みや不安の相談先は「家族・親族」、「知人・友人」といった身近な人が圧倒的に多くなっています(図3-18参照)が、これは「市役所に行くほどのことでもないが、ちょっと相談できる人が身近にいれば・・・」とか、「親身に相談に乗ってほしい」といった市民ニーズの表れと理解することもできます。

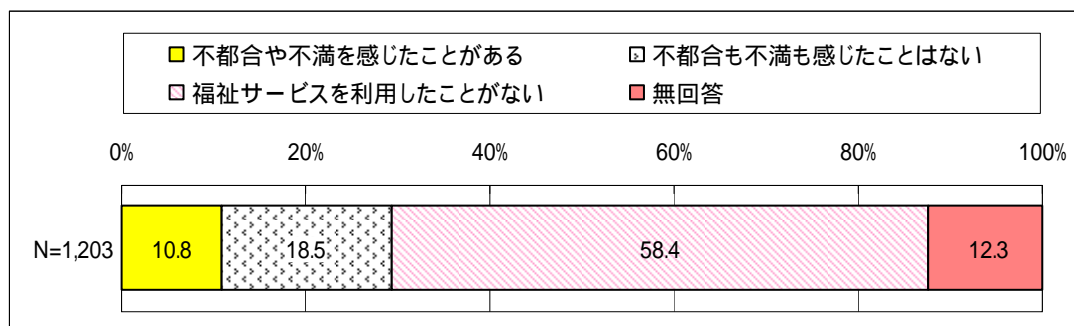
民生委員・児童委員や福祉協力員、ボランティア、NPO等、地域において福祉活動に関わっている人たちによる相談のみならず、近隣住民による安否確認、地域サロンでの交流、井戸端会議などを通じて地域住民が相談に乗ってくれ、それぞれ適切な相談窓口につないでくれる「身近に相談できるつながれた相談窓口」となるよう、各種相談のネットワーク化を図ることが重要です。

さらに、利用者からの相談の中には、専門的・横断的な対応が必要な場合や、既存の公的サービスや民間サービスだけでは多様なニーズに対応できず、関係機関やボランティア、NPO等が連携した関わりを必要とする場合も少なくありません。また、相談を待って対応するだけでなく、日頃から地域に支援を必要とする人がどのくらいいるのか、その人たちの状況はどうなのかを把握し、何らかの支援が必要であれば、積極的に働きかけて支援体制に結びつけていくことも必要です。

そのため、地域住民の潜在的なニーズを把握し、何らかのサービスに結びつけたり、地域の資源を活用したインフォーマルサービス（＝近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動）も組み合わせたサービス提供ができるようなケアマネジメント体制の整備が求められています。

ケアマネジメント：利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること

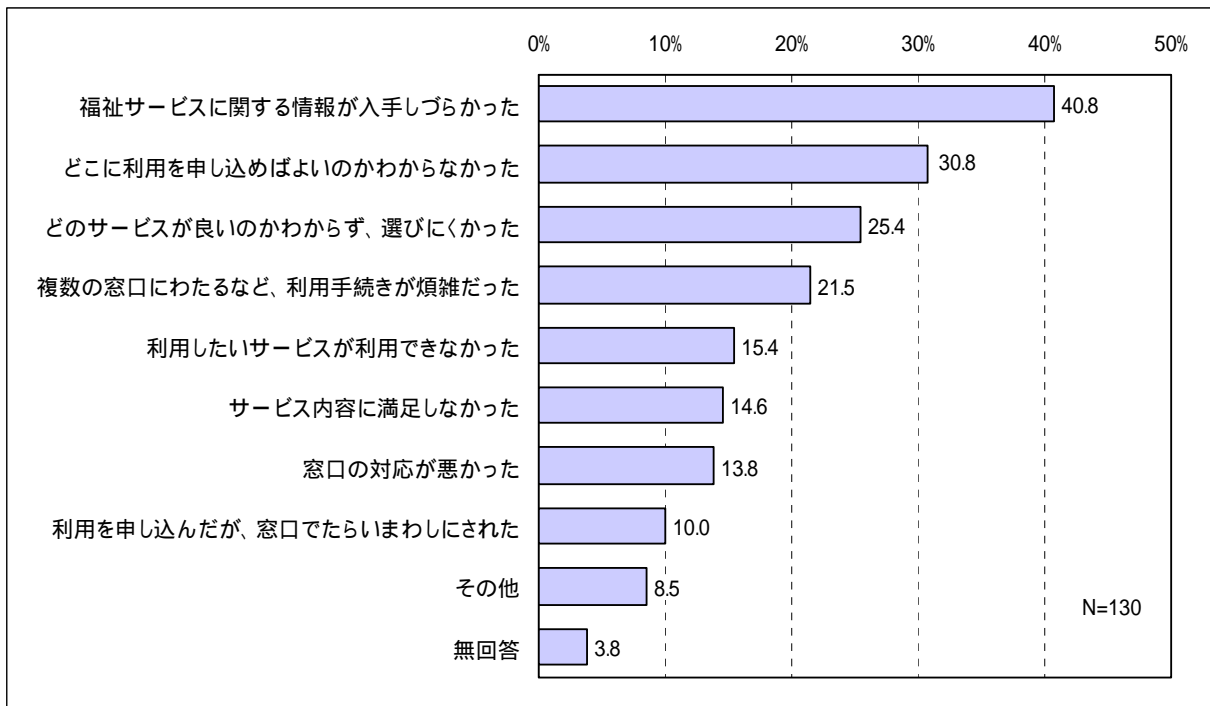
図 3-15 福祉サービスの利用に関して、これまでに不都合を感じたり不満に思ったりしたことはあるか



資料：市民アンケート調査結果

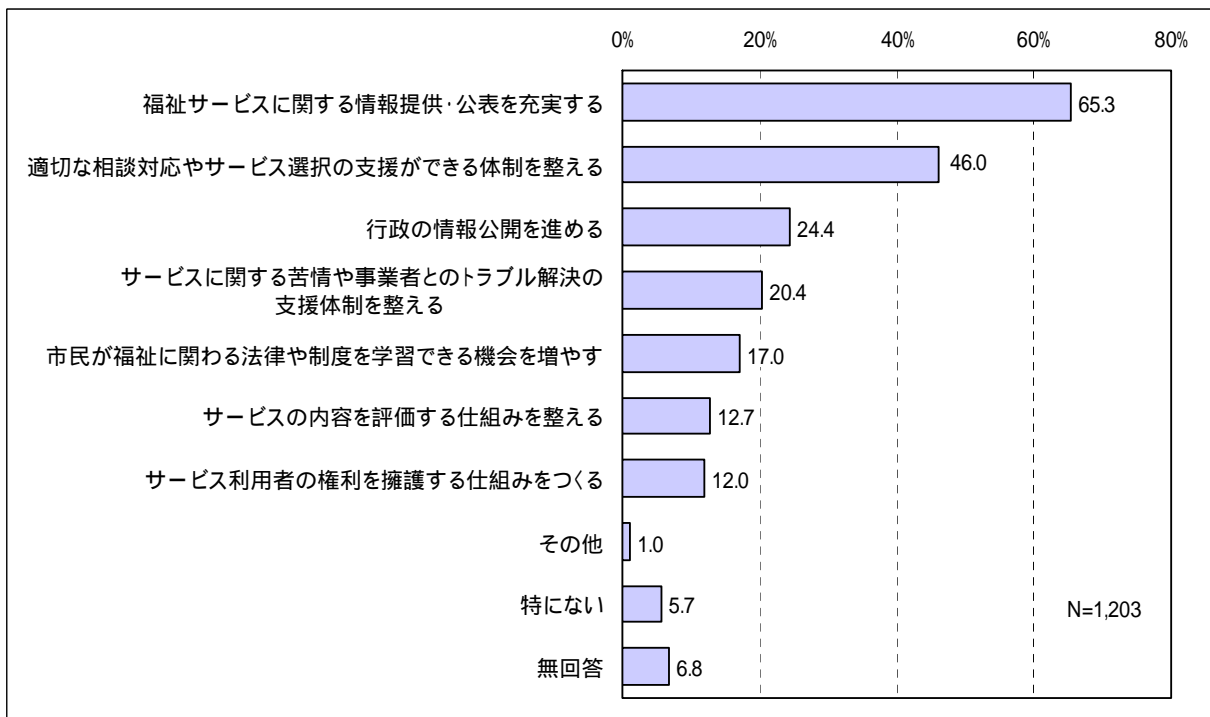


図 3-16 福祉サービスの利用に関して、感じた不都合や不満の内容



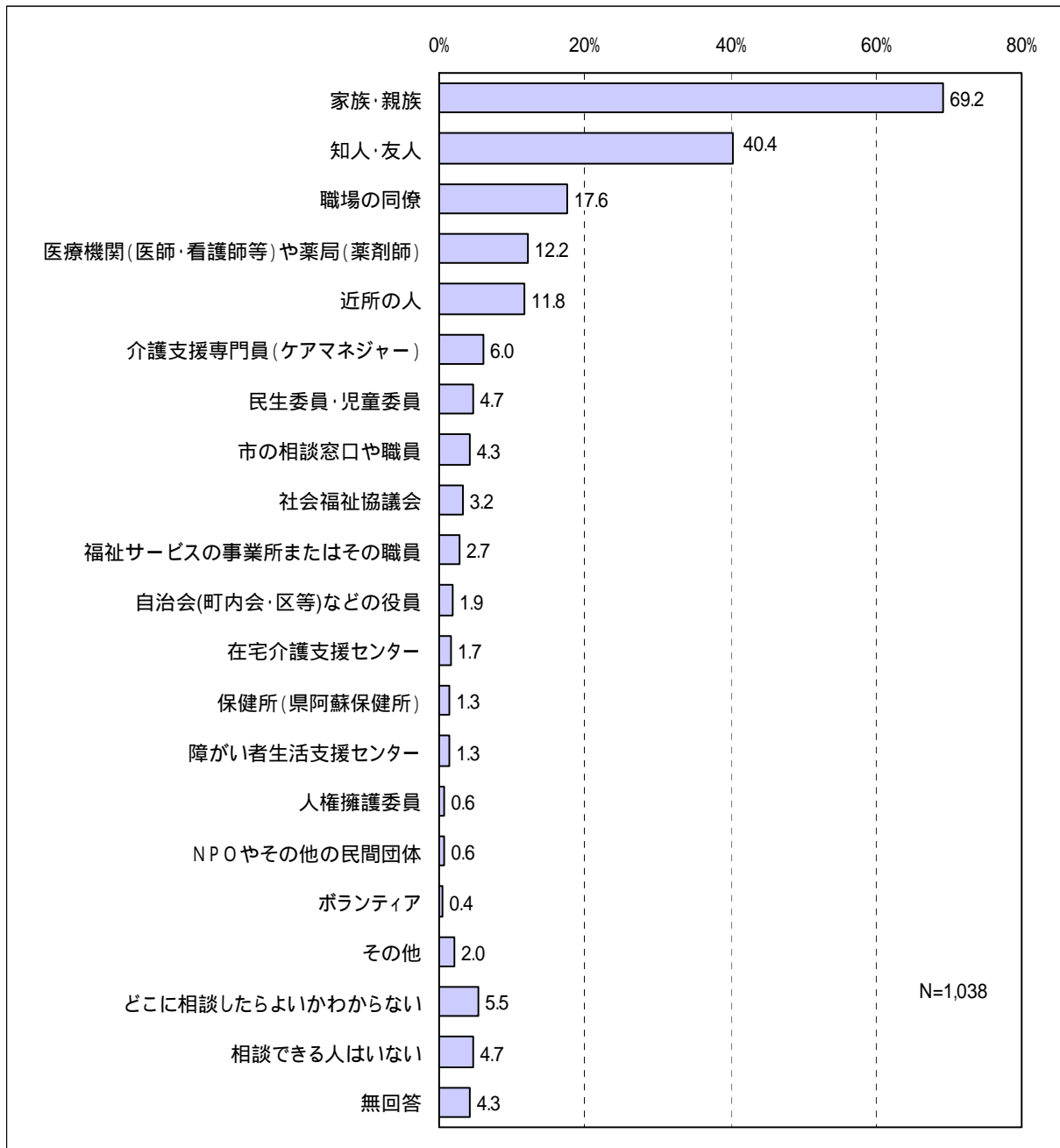
資料: 市民アンケート調査結果

図 3-17 利用者が自分に最適のサービスを安心して利用するために、阿蘇市は今後どのようなことに取り組む必要があると思うか



資料: 市民アンケート調査結果

図 3-18 悩みや不安の相談先



資料: 市民アンケート調査結果

## (2) 今後の取り組み

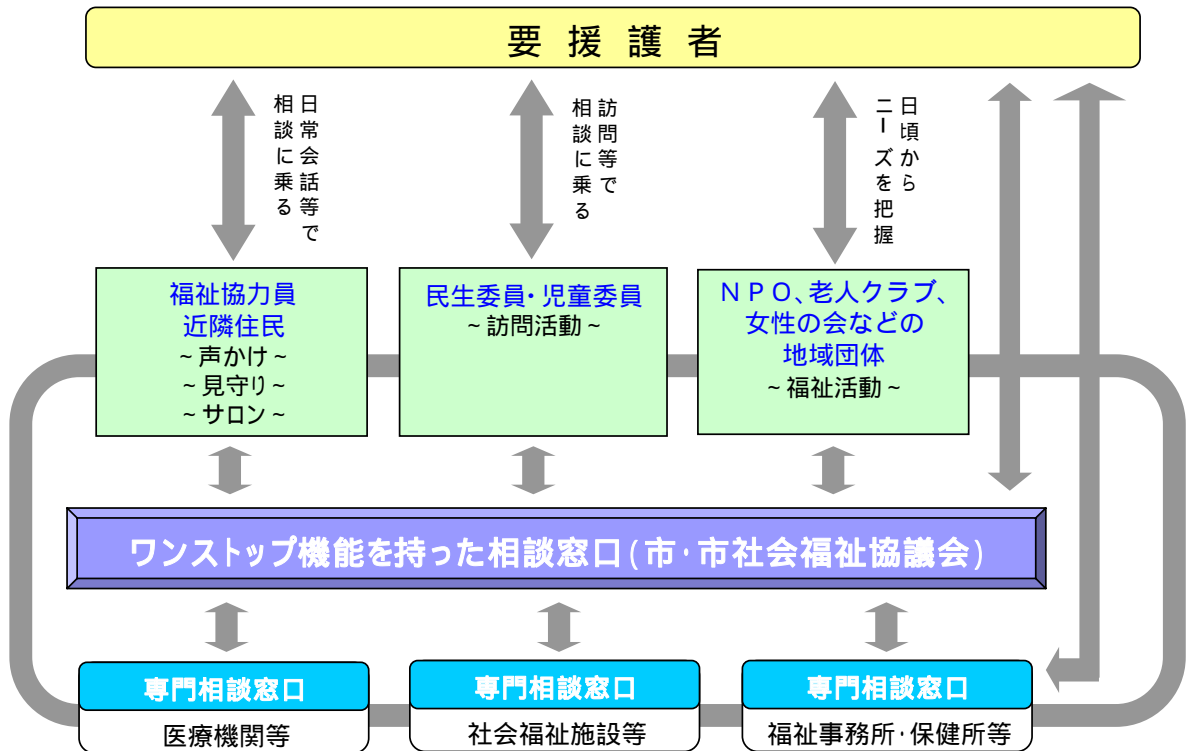
福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、小地域ネットワークをベースに、身近なところでいろいろな人が相談に乗ってくれるような地域のしくみづくりを行い、市や市社会福祉協議会のワンストップ相談窓口(1か所または1回で関連する手続き等を同時に完了できる、たらい回しにされない窓口)につながる相談支援体制を構築します(図3-19参照)。

また、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談窓口の体制

強化を図るとともに、関係機関との連携の下、地域にあるインフォーマルサービスを含めた人的、物的、技術的資源を組み合わせたケアマネジメントができる体制を整備していきます。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>広報誌やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めます。</p> <p>民生委員・児童委員や福祉協力員のみならず、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、しかるべき機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握等、地域における情報の収集に努めます。</p>
福祉事業者等	<p>事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や市社会福祉協議会等の相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。</p> <p>地域ケア会議の開催等による地域福祉ケアマネジメントに、専門的な立場で参加・協力を行います。</p>
市社会福祉協議会	<p>小地域ネットワーク活動の活性化により、地域の身近な支援体制の整備を図ります。</p> <p>行政との連携を強化し、福祉や法律等の専門家などによる総合相談機能の充実を図ります。</p>
市（行政）	<p>広報誌への掲載や出前講座の開催等により、福祉制度やサービス提供のしくみ、さらにはサービス事業者の情報等、わかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、地域包括支援センター等、ワンストップ機能を持った相談窓口としての体制強化を図ります。</p> <p>困難事例の解決について、地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。</p>

図 3-19 身近な相談支援体制（各種相談のネットワーク化）のイメージ



(3) 管理指標と目標

管理指標	現状 (平成 19 年度)	目標 (平成 24 年度)
福祉に関する情報が必要なときに「すぐに手に入る」市民の割合	19.2%	25%

## 2 適切なサービス利用促進のためのしくみづくり

### (1) 現状と課題

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりません。実際には、どの事業者のサービスが良いのかわからないとか、判断能力が不十分な人は利用できないとか、必ずしも利用しやすいものとはなっていません。

利用者本位という考え方からすれば、福祉サービスの種類だけではなく、サービスの質や事業者の経営内容についてもわかるような情報提供が必要です。しかし、実際は、事業者側からの部分的な情報しかなく、本当にそのサービスが良いのか悪いのかわからないまま、サービスを選んでいる場合が多くなっています。

現在、県と県社会福祉協議会が連携して、第三者評価を含めた福祉サービス評価システムの普及促進を図っていますが、今後は利用者が事業者ごとのサービスの質などを比較検討できるよう、事業者の積極的な情報提供を促進する必要があります。

また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度のほか、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理などを行う、地域福祉権利擁護事業が県社会福祉協議会によって実施されており、今後も引き続き事業の普及・啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

一方、福祉サービスをいざ利用してみると、事前に聞いていた内容と違っていたり、思いもかけない対応に不快になったり、不満を感じたりすることも考えられます。このような「苦情」は、まず、サービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれますが、中には事業者との話し合いで解決できなかったり、直接苦情を言いにくいなど、話し合いができない場合も考えられます。そのような場合には、県社会福祉協議会に設置されている「熊本県福祉サービス運営適正化委員会」に相談して解決を求めることが可能です。また、介護保険サービスについては、市や県国民健康保険団体連合会に苦情の申し出をすることも認められています。いきなり、これらの機関に苦情を申し出るとは現実的には難しいことですが、前述の身近な相談窓口にご相談すれば、これらの機関につなげてもらうことは可能です。このような苦情解決体制が整備されていることを周知し、迅速な問題解決を実現することが望まれます。

成年後見制度：判断能力が不十分な方を保護し、支援するために、適切な援助者が財産管理や遺産分割等の法律行為などを行う制度

## (2) 今後の取り組み

福祉サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を促すとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、さらには苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	サービス事業者に関する情報や苦情対応についての情報の共有化を図ります。
福祉事業者等	事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。 入所契約時の事前説明など、契約当事者としての説明責任を果たします。 苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置など、事業者内での苦情解決体制の整備を進めます。
市社会福祉協議会	県社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業に協力し、利用者と地域福祉権利擁護事業の支援員との連絡調整に努めます。
市（行政）	事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、さらには苦情解決のしくみの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

## (3) 管理指標と目標

管理指標	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)
地域福祉権利擁護事業の利用契約者数	14人	25人
第三者評価を実施しているサービス事業者数	0	1

## 基本目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり

### 1 地域ぐるみで健康づくり

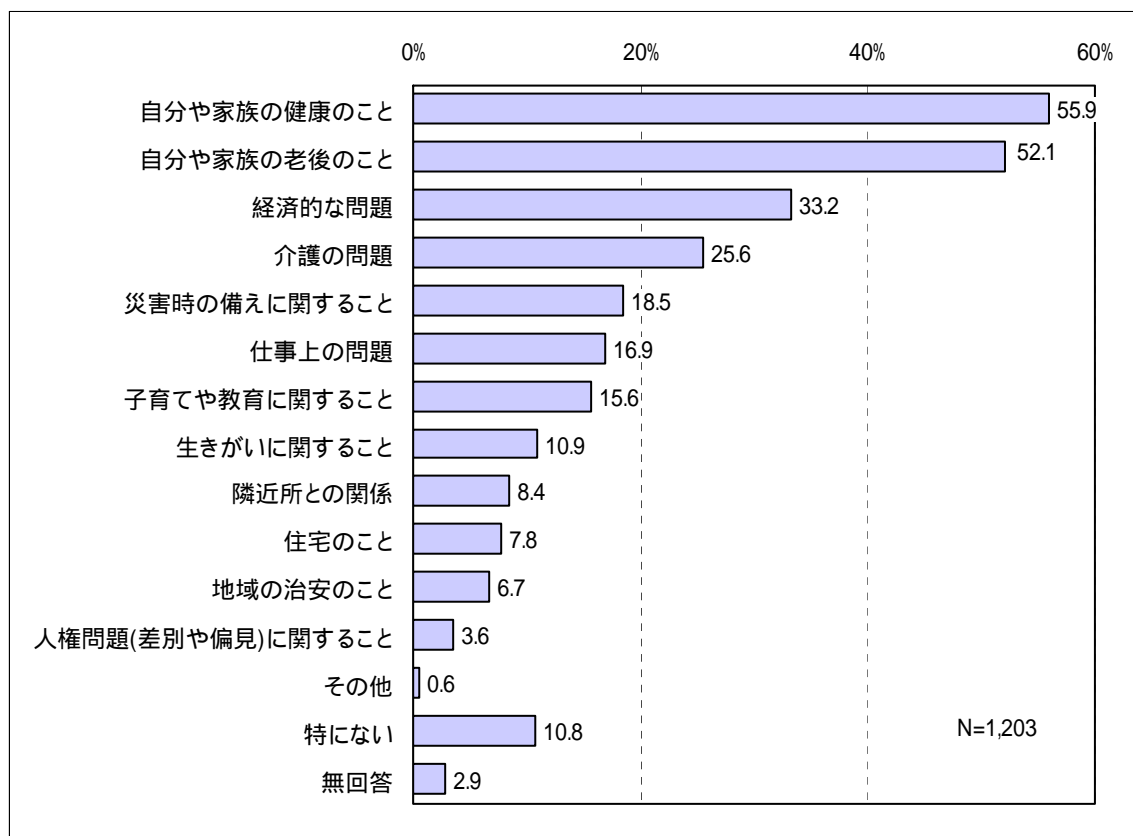
#### (1) 現状と課題

健康はすべての人にとっての願いであり、市民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現代社会では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。福祉や医療など、いざという時の安全網、支援体制を整えることは大切ですが、自分の健康は、自ら守り、つくるという自覚を持つことも大切です。

市民アンケート調査結果では、生活上の悩みや不安のトップは「自分や家族の健康のこと」(55.9%)となっており(図3-20参照)、健康の重要性を裏付ける結果となっています。また、地域で活動する食生活改善推進員に対するアンケートでは、地域の方々に生活習慣の改善や健康づくりの必要性をもっともっと認識して欲しいといった願いも見られました。

健康づくりは本来極めて個人的なことからですが、健康づくりに関する勉強会や仲間の必要な運動など、地域ぐるみで取り組んだ方が効果や長続きが期待できることが少なくありません。地域で健康づくりの輪を広げ、地域住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らし、働くことが、地域の活力源となり、地域福祉推進の力にもなります。

図 3-20 生活上の悩みや不安



資料: 市民アンケート調査結果

## (2) 今後の取り組み

住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを実践することによって、健康寿命の延伸を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等、健康づくりを実践します。</p> <p>隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。</p>
福祉事業者等	<p>健康の増進・維持・回復、リハビリテーションなど、専門的な情報の発信を行います。</p> <p>サービス利用者の健康増進はもとより、地域とともに健康づくりの輪を広げる取り組みに努めます。</p>



取り組みの主体	取り組み内容
市社会福祉協議会	介護予防の観点から、各種の研修やスポーツ・文化事業を実施し、生きがいの創造と健康づくりを推進します。
市（行政）	<p>健康日本 21 の推進を通じ、自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。</p> <p>健診などを通じた市民の健康情報管理、経年的な情報提供などにより、市民の継続的な健康づくりを支援していきます。</p> <p>食生活改善推進員等、健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。</p>

(3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 19 年度)	目 標 (平成 24 年度)
現在の健康状態について「健康である」と回答する市民の割合	79.6%	90%

## 2 介護予防の推進

### (1) 現状と課題

年を重ねても生涯現役を目指し、住み慣れた地域の中で自立した生活をおくっていくことは誰もが願うことです。しかし、昨今の核家族化、生活の多様化が進む中で、健康や老後の生活に不安を抱えている方が増加していることも確かです。

市民アンケート調査の結果では、日々の生活での悩みや不安の2番目に「自分や家族の老後のこと」(52.1%)が上がり、4番目には「介護の問題」(25.6%)が上がっています(p51、図3-20参照)。できるだけ要介護状態にならないよう介護予防を推進し、活動的な85歳を目指していくことが肝要になります。

そのためには、各種教室や広報誌等で介護予防意識の啓発に努めるとともに、住民の主体的な介護予防活動の実践を促進することが大切です。本市では、介護予防教室(いきいき教室)のほか、既に自主的なサロン活動が行われている地域もありますが、今後さらに介護予防を個から集団へと展開していく過程においては、行政や関係機関の支援はもとより、民生委員・児童委員や老人クラブ・区長会等と協働・連携した活動を地域ぐるみで展開することによって地域力をつけていくことが必要です。現に介護予防が必要な方の中には、家に閉じこもりがちであったり、人との交流に積極的でなかったりする方もおられますが、そうした方に介護予防への関心・参加への意欲を持っていただくためにも、この地域力の醸成が不可欠です。

### (2) 今後の取り組み

介護予防に関する知識の普及と介護予防意識の啓発に努めるとともに、民生委員・児童委員や老人クラブ・区長会等と協働・連携し、行政区単位における介護予防活動の実践を促進します。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>住民一人ひとりが、日々の生活の中で元気度を確認するとともに、地域においても見守り合います。</p> <p>地域で開催される介護予防教室(いきいき教室)等に積極的に参加します。</p>

取り組みの主体	取り組み内容
福祉事業者等	<p>自立に向けたセルフケアを支援していきます。</p> <p>介護予防に関する知識の伝達により、住民の意識の啓発に努めます。</p>
市社会福祉協議会	<p>介護予防の観点から、各種の研修やスポーツ・文化事業を実施し、生きがいの創造と健康づくりを推進します。（再掲）</p> <p>ふれあいサロンを各地区の生きがいと健康づくりの拠点として捉え、サロン活動の支援に取り組みます。</p> <p>ボランティアリーダー養成等を行う中で、地域力の増強に努めます。</p>
市（行政）	<p>介護予防に資する基本的な知識の普及・啓発に努めます。</p> <p>地域介護予防教室（いきいき教室）を行政区単位で実施していきます。</p> <p>介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、住民の意識の啓発に努めます。</p>

（3）管理指標と目標

管理指標	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)
ふれあいサロンの設置箇所数(再掲)	90か所	117か所
市行政区数に対するふれあいサロンの設置の割合 (再掲)	76.9%	100%
市高齢者人口に占める介護保険の要支援・要介護認定率	17.5%	17%
市高齢者人口に占めるいきいき教室・体力アップ教室の参加者数の割合	44.2%	55%

### 3 生きがい活動の促進

#### (1) 現状と課題

身体的な健康ばかりでなく、心や気持ちが健やかで、心身ともに健康であってこそ、地域で元気な生活を送ることができます。身体的な健康維持、健康回復などの取り組みはもちろんですが、長寿化により余暇時間が増大し、いかに人生を謳歌するか、どのように自分らしくいきいきと暮らすかが、一人ひとりにとっての大きな課題となっています。

今後団塊の世代の大量退職が見込まれ、こうした課題が全市民的に広がっていく中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を地域社会の中でどう感じていけるか、という点は今や、定住の条件ともなりうる重要な要素です。

市民アンケート調査において、ボランティア・NPO活動等に参加していて満足していることをたずねた結果は既に掲載したとおりで（p36、図3-12）直接「生きがいを見つけられた」と回答した人の割合はそれほど高いものではありませんが、「社会のために役に立てた」、「困っている人の役に立てた」、「自分の知識・技術、能力、経験を活かせた」と回答した人たちは、それぞれの活動を通して、事実上、「生きがい」を感じることができているのではないかとも思われます。であるとするならば、地域福祉活動の推進は、生きがいづくりの点からも極めて意義のあることと言えます。

もちろん、地域福祉活動にとどまらず、生涯学習や就労など、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生きがいを感じることでできる機会を増やすことも重要です。また、生きがいづくりは、保健・医療・福祉の範囲をも超える大きな課題であることから、市民の「生きがい」向上に向け、市（行政）各部門間の連携はもちろんのこと、市民や福祉事業者等とも協働・連携し、生きがい活動の促進を図る必要があります。

#### (2) 今後の取り組み

団塊の世代の市民などが、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生涯学習や就労、ボランティア活動など、生きがいを感じることでできる機会を増やすとともに、生きがいづくりの視点から、地域福祉活動の推進役になろうとする人材の確保を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>自らの意思や意欲に基づき、生涯学習や就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。</p> <p>自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。</p>
福祉事業者等	<p>サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。</p>
市社会福祉協議会	<p>ボランティアセンターで様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。（再掲）</p> <p>ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。（再掲）</p>
市（行政）	<p>ボランティア活動に参加する機会を充実させるとともに、市民が生きがいを持って活動できる市民活動を促進します。</p> <p>障がい者の福祉的就労や一般就労に向けて支援を行います。</p> <p>高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、就労機会の確保に努めます。</p> <p>生きがいづくりの視点から、市民自らの意思に基づく公益活動を支援し、地域福祉活動の推進役を養成します。</p>

(3) 管理指標と目標

管理指標	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)
何らかのNPOやボランティア、地域の活動に参加している65歳以上の市民の割合	42.5%	50%

## 基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

### 1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

#### (1) 現状と課題

近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。災害時要援護者と言われる高齢者、障がい者、子どもなどは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、こうした人の視点での対策もまた、急務となっています。

本市では、この計画と同時に、災害時要援護者の避難体制整備を図るため、「阿蘇市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を策定しており、平成20年度からはその全体計画に基づいて、地域の災害時要援護者の把握とその避難支援のための個別計画の策定を進めることとなります。

個別計画の策定にあたっては、それぞれの要援護者ごとにその避難を支援してくれる人を定めることとなりますが、仮に個別計画がない状態でも日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができるしくみを整えておくことが重要です。

市民アンケート調査において、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかたずねた結果は、既に掲載したとおりです（p26、図3-7参照）が、「災害時の手助け」は46.2%と「安否確認の声かけ」（49.2%）に次ぐ高い割合となっています。また、逆に隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てで困っている家庭があったらどんな手助けができるかたずねた結果でも「災害時の手助け」は43.0%と3番目に高い割合となっています（p27、図3-8参照）。

なお、これまでの防災訓練時には災害時要援護者は参加しておらず、今後の防災訓練時には災害時要援護者の参加を得ることで、より実践的、効果的な防災対策を講じていく必要があります。

(2) 今後の取り組み

「阿蘇市防災計画」や「阿蘇市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、地域において相互に助け合える地域防災ネットワークの形成を推進し、地域の防災力の向上に努めます。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。</p> <p>防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、災害時要援護者に配慮した防災体制の点検を行います。</p> <p>日頃から高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、災害時要援護者避難支援計画の個別計画の策定に積極的に協力します。</p>
福祉事業者等	<p>防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。</p> <p>事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。</p>
市社会福祉協議会	<p>関係機関と連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能の充実に努めます。</p> <p>小地域ネットワーク活動の進展を図り、近隣住民による災害時要援護者への支援にも取り組みます。</p>
市（行政）	<p>災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に市民に正確な情報を提供する体制を整備します。</p> <p>災害時要援護者避難支援計画に関する制度を周知するため、広報誌への掲載や説明会の開催などを行い、個別計画の作成を促進します。</p> <p>防災訓練時に災害時要援護者の参加を得ることで、実践的、効果的な防災対策を講じます。</p>

## (3) 管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 19 年度)		目 標 (平成 24 年度)
災害時要援護者避難支援個別計画策定人数	0人		800人
緊急通報装置設置件数	148件		200件



## 2 地域ぐるみで防犯活動

### (1) 現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、「隣は何をする人ぞ」といった、隣近所の動向が分からず、関心も持たない人たちが多くなっています。

犯罪の件数増加、凶悪化など、懸念すべき傾向が全国的に見られることは、こうした地域社会のあり方と無縁ではありません。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

凶悪化、多様化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

### (2) 今後の取り組み

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力を高めます。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。</p> <p>犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。</p> <p>防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。</p>

取り組みの主体	取り組み内容
福祉事業者等	<p>福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。</p> <p>地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。</p>
市社会福祉協議会	<p>小地域ネットワーク活動を進展させ、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。</p>
市（行政）	<p>防犯灯など、防犯施設の充実に努め、地域の安全環境づくりを支援します。</p> <p>警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。</p> <p>発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。</p>

## (3) 管理指標と目標

管理指標	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)
悪徳商法等による被害防止を目的とした小地域ネットワーク活動に取り組んでいる行政区の数	35地区	80地区

### 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

#### (1) 現状と課題

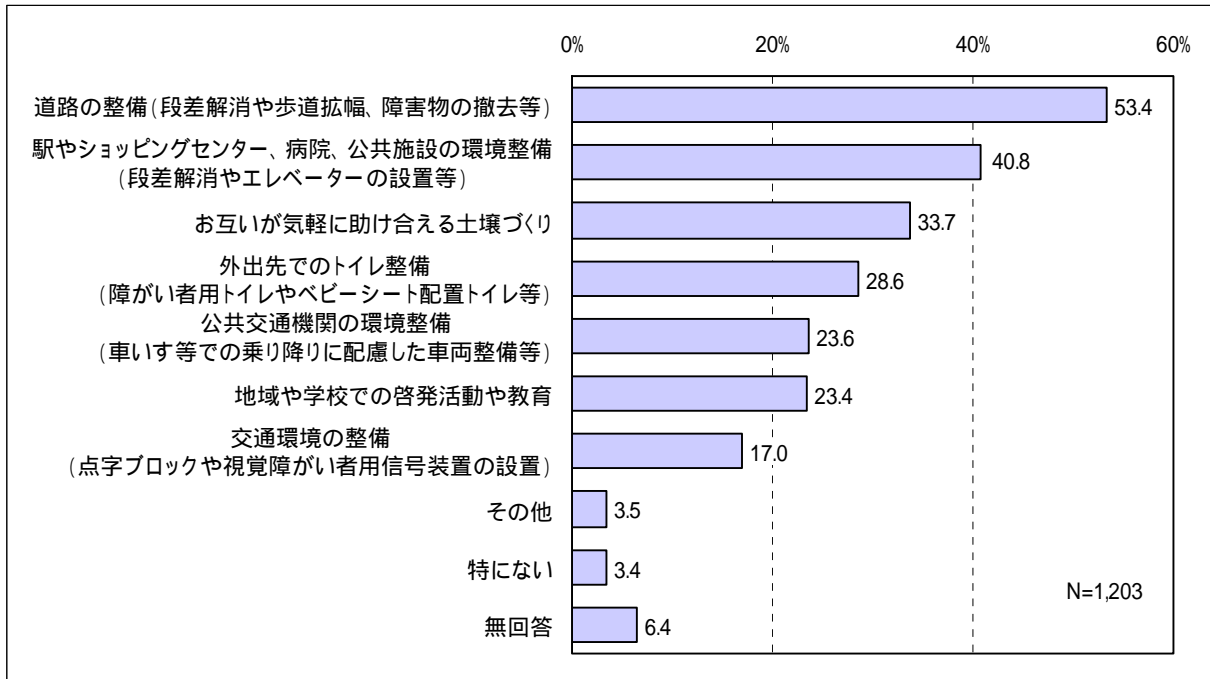
障がい者や高齢者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、現在は、そういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が推進されています。これまでのまちづくりは、効率性や合理性を求めるあまり、ともすれば障がい者や高齢者等ハンディキャップを有する者への配慮を忘れがちであり、すべての人が暮らしやすいまちとは言い難いものがありました。しかし、21世紀の高齢社会におけるこれからのまちづくりは、共に生きるというノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するだけにとどまらず、障がい者や高齢者等に配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくものでなくてはなりません。最近では、このような考え方をユニバーサルデザインによるまちづくりと呼ぶようになってきました。

もちろん、このような福祉のまちづくりへの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが障がい者や高齢者だけでなくすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということに対する市民の認識を深めていく必要があります。

市民アンケート調査において、「人にやさしいまちづくり」として阿蘇市は今後どのようなことに取り組む必要があると思うかたずねたところ、「道路の整備（段差解消や歩道拡幅、障害物の撤去等）」を選択した人の割合が53.4%と最も高く、「駅やショッピングセンター、病院、公共施設の環境整備（段差解消やエレベーターの設置等）」が40.8%でそれに続いていました（図3-21参照）。

また、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかたずねた結果の4番目には「通院など外出の手伝い」（32.7%）、6番目には「買い物の手伝い」（21.6%）が挙がっています（p26、図3-7参照）。自力で外出できない高齢者や障がい者の外出を支援することは、閉じこもりを防ぎ、社会参加を促進するとともに生きがいの創出にもつながります。地域の支え合い、助け合いの一つとして外出支援の輪を広げていくことも重要です。

図 3-21 「人にやさしいまちづくり」として、阿蘇市は今後どのようなことに取り組む必要があると思うか



資料: 市民アンケート調査結果

(2) 今後の取り組み

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、自力で外出することが困難な方への外出支援の輪を広げていきます。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民	<p>地域の支え合いの一環として、自力で外出できない人の外出支援の輪を広げます。</p> <p>学校や商店会などと連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方策を検討、実行します。</p> <p>杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪は絶対にしません。</p>
福祉事業者等	<p>サービス利用者などの居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアのチェックを行い、その人にあつた助言を行います。</p> <p>居宅改修などに際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。</p>

取り組みの主体	取り組み内容
市社会福祉協議会	研修会や会議、広報活動等を通じて、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。
市（行政）	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。</p> <p>移動支援サービスなど、外出支援のしくみが有効に活用されているかどうか点検するとともに、より有効性の高い支援方策がないか検討し、施策の充実を図ります。</p>

（3）管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 (平成 19 年度)	目 標 (平成 24 年度)
多目的トイレが設置されている公共施設の数	18	20
バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりが進んできたと感じている市民の割合	-	50%

## 第4章 計画の実現のために

### 1 計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、市広報紙や市ホームページ上で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、市民への周知徹底を図ります。

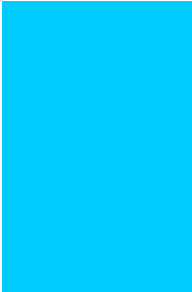
### 2 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど等、多岐にわたっているため、健康福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

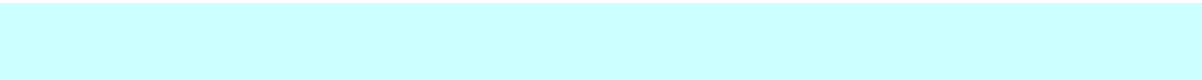
また、地域福祉推進の中心的な担い手である市社会福祉協議会との連携は言うに及ばず、自治会（区・町内会）、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働の地域福祉推進に努めるとともに、「阿蘇市やまびこネットワーク」の構築を支援していきます。

### 3 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、「(仮称)地域福祉推進協議会」を設置し、毎年度、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



## 第 2 部 阿蘇市災害時要援護者 避難支援計画



# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画の目的

災害は、その発生時に住民の生命・財産に大きな脅威を与えるばかりでなく、住民に精神的苦痛を強い、復旧に際しても、住民がこうむる精神的・肉体的負担は大きなものとなります。中でも、災害に対応する能力の弱い高齢者や障がい者等にとっては、情報の入手や避難行動等が困難なことから、通常よりも大きな被害を受けることが想定されるとともに、避難所における避難生活に際しても一般の人々に比べ大きなストレス等にさらされることが想定されます。このため災害時要援護者の避難体制整備を支援する目的でこの計画を策定します。

## 2 計画の対象となる災害時要援護者

- (1) 高齢者一人暮らし、高齢者(70歳以上)のみの世帯で、寝たきり等により、災害時に自力で避難することが困難な、在宅の高齢者。
- (2) 重度の障がいにより、災害時に自力で避難することが困難な、在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等及び外国人。

阿蘇市における災害時要援護者の状況

区 分	人数(人)
要支援・要介護高齢者	1,574
身体障がい者	2,095
視覚障がい	157
聴覚・平衡機能障がい	192
音声・言語・咀嚼機能障がい	16
肢体不自由	1,225
内部障がい	505
心臓機能障がい	338
腎臓機能障がい	102
呼吸器機能障がい	23
直腸・膀胱機能障がい	40
小腸機能障がい	2
知的障がい児・者	251
精神障がい者	147
難病患者	165
外国人	199

平成20年1月1日現在

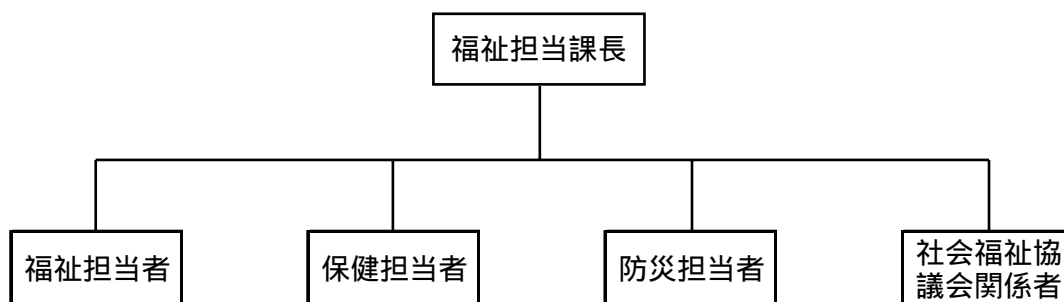


## 第2章 災害予防対策（平常時の対策）

### 1 災害時要援護者支援班

- (1) 構成 福祉課長、福祉担当者、保健担当者、防災担当で構成し、社会福祉協議会関係者もこれに参加します。
- (2) 業務 要援護者情報共有化のための情報整備、避難支援計画の策定（個別計画）、要援護者等への支援情報の確認等。

災害時要援護者支援班



### 2 避難準備情報

市は、防災無線等で災害の状況を市民へ周知し、避難勧告発令時の混乱が避けられるよう、事前に避難経路・避難場所等の情報提供に努めます。

### 3 災害時要援護者避難対策会議

市は、消防本部、災害時要援護者支援班、避難支援者等により、要援護者本人が同意したものとの間で平時から登録情報を共有し、又は登録者の避難のための支援策の検討を行うため避難対策会議を開くものとします。

## 4 対象者（災害時要援護者）の把握

### （１）対象者の把握方法及び収集すべき情報

要援護者避難支援計画に係る制度創設について周知した上で、自ら災害時要援護者名簿等への登録を希望した者について避難支援計画を策定し、必要な情報については避難支援個別計画書により収集します。

### （２）対象者把握に関する各機関の役割

#### 市の役割

要援護者避難支援計画に係る制度の周知として、広報誌への掲載等。

#### 自主防災組織の役割

地区内住民と共同し、対象者等への災害時要援護者名簿等への登録の呼びかけ。

#### 民生・児童委員の役割

対象者への制度の周知と勧誘。

#### 社会福祉協議会の役割

小地域ネットワーク活動を通じた対象者への周知と勧誘。

#### 消防団の役割

自主防災組織との連絡調整及び対象者への災害時要援護者名簿等への登録の呼びかけ。

#### 医療機関の役割

病気等治療中の対象者等への災害時要援護者名簿等への登録の呼びかけ。

## 5 対象者及び避難支援者への情報伝達体制の整備

市は消防団や自主防災組織等の従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にし、要援護者への情報伝達経路を整備します。伝達網の整備にあたっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮します。

## 6 災害時要援護者支援対策に関する市民への理解の促進

市は避難支援計画の策定及び避難支援者間での情報共有についての同意を得るため、福祉関係担当者、保健関係担当者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者の理解と協力を深める取り組みをすすめ、地域住民に対し繰り返し説明する機会を設け、制度の周知や理解作りに取り組みます。

## 第3章 災害時要援護者避難支援計画（個別計画）

### 1 避難支援計画（個別計画）の策定

#### （1）避難支援計画（個別計画）の策定

市は支援の対象となる要援護者とともに個別計画を策定します。避難支援計画書は、要援護者本人、避難支援者の同意をもって策定します。

#### （2）避難支援計画（個別計画）の策定に際しての各機関の役割

##### 市の役割

要援護者避難支援計画に係る制度の周知として、消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会の開催。

##### 自主防災組織の役割

避難支援計画書の広報誌等の配布。

##### 民生・児童委員の役割

要援護者の同意確認及び募集。

##### 社会福祉協議会の役割

福祉サービス提供に伴う対象者への同意確認及び募集。

##### 消防団の役割

自主防災組織との連絡調整及び対象者への同意確認及び募集。

##### 医療機関の役割

病気等治療中の対象者等への個別計画策定の推進。

#### （3）避難支援者の定め方

市は自主防災組織、消防団、福祉関係機関及び団体の取り組みを生かし、地域からの積み上げ方式により避難支援者を定めることとし、同時に地域の防災力も高めます。

#### （4）避難支援計画（個別計画）の更新

市は適宜確認作業を実施しつつ、登録情報の更新を行います。また、各種災害や避難についての要援護者の理解を深める取り組みを進めます。

社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者は、災害時要援護者支援班と連携し、登録情報の更新、要援護者等の理解促進を進めます。

( 5 ) 避難支援計画（個別計画）の管理

個別計画の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、要援護者が同意したもの以外が閲覧することのないよう取り扱いに留意します。電子データで管理する場合はパスワードで管理を行い、紙媒体で保管する場合には施錠付の保管庫に保管し、情報管理には特段の配慮を行います。

## 第4章 災害応急対策（発災時の対策）

### 1 情報伝達

予め定めた判断基準に基づき、避難準備情報を発信します。この際、人的手段として自主防災組織等の支援体制を活用し支援します。

### 2 避難誘導

避難支援計画策定時に要援護者と避難支援者、市、消防、自主防災組織、福祉関係者、医療機関等が詳細な誘導計画作成を図ります。

### 3 安否確認

災害時要援護者支援班は避難用勧告地区の要援護者の避難状況を把握するとともに、併せて安否確認を行うこととします。

## 第5章 避難所

### 1 避難所の整備

避難所については、必要に応じて可能な限り、建物の耐震化やスロープを設置する等のバリアフリー化、あるいは停電等の事態に備えた熱源の多元化に努めることとします。

### 2 物資の備蓄・受入・保管

災害発生に備え生活必需品については日本赤十字社の救援物資と共に備蓄し、台帳等を整備し常に保管状況を確認します。

また、避難所への生活必需品等の搬送についても、十分な対策を講じるものとします。

### 3 情報伝達体制の確保

(1) 災害発生または危険な場合（大雨警報、警戒水位超過、土砂災害）防災無線で放送します。耳の不自由な方へは防災メール配信を行います。

(2) 自主避難場所、避難場所の伝達

災害発生の危険性が低い場合は、一の宮保健センター、内牧の農村環境改善センター、波野の保健福祉センターを自主避難場所として設置します。

災害発生の危険性が高い場合・災害発生した場合は、指定場所（災害の状況により指定）を避難場所として設置します。避難場所を開設した場合は直ちに防災無線等で放送します。

### 4 生活支援

避難場所においては、食事の提供、健康管理等を行い、必要な資機材（車いす等）の準備も行います。また、各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施します。

## 5 精神障がい者・難病患者・人工透析患者への支援

要援護者の第二次避難を要請する場合は考えられるため、福祉関係施設・医療機関施設等の関係者と受け入れ体制の協議を行います。



## 第6章 災害時要援護者自身の備え

### 1 隣近所や各種団体との連携

- (1) 消防団・民生委員・防災組織のリーダーが誰であるかを把握し、連絡方法を準備する必要があります。
- (2) 地域の各種団体と日頃から積極的に交流し、災害発生時の協力が得られやすい環境を作る必要があります。

### 2 必要な支援内容の伝達

災害発生時には自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要があるため、それらの情報をあらかじめ記述しておき、援助が必要なときはいつでも渡せるようにしておきます。

### 3 避難経路の確認

要援護者避難誘導については、地域の実情を把握し、日頃から最寄の避難場所を確かめ、避難所までのより安全と考えられるルートを地図等で確認しておくことが必要です。

### 4 非常用持ち出し品などの準備

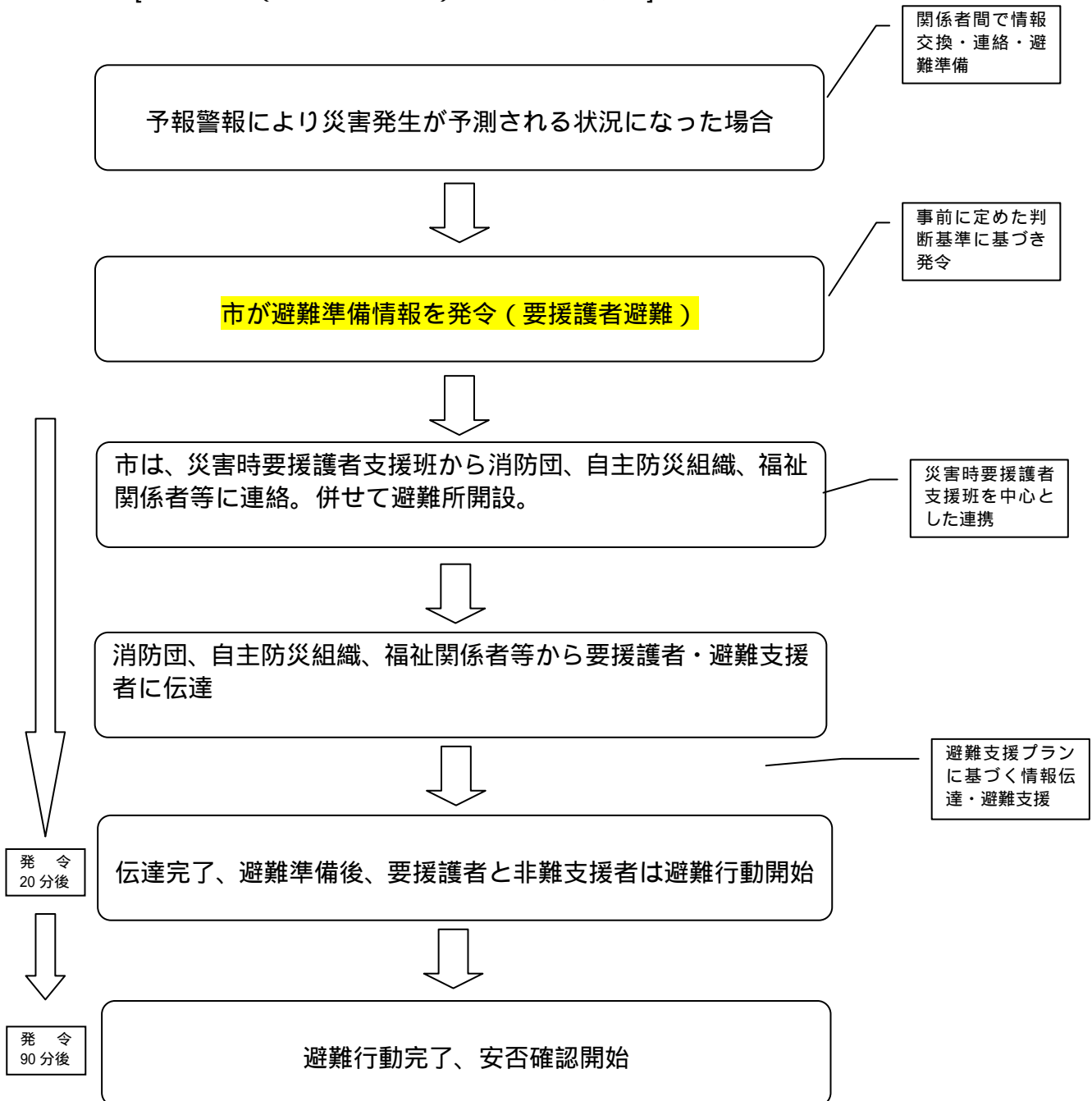
日頃から、避難する際に備え非常用持ち出し品として最低3日程度の食料や飲料水のほか、必要な介護用品、医薬品等をリュック等を用意しておき、いつでも持ち出せる準備をしておくこととします。

### 5 外出時の備え・家屋の安全対策

災害発生時には周囲の環境が普段と異なるため、より一層周囲の援助が必要となります。災害時、周囲の人に速やかに協力を依頼できるよう日頃から準備をしておくことが大切です。また、普段から家屋の耐震改修、家具の転倒防止措置や割れたときの飛散防止のため窓ガラスの内側にフィルムを張っておくなどの措置を講じておく必要があります。

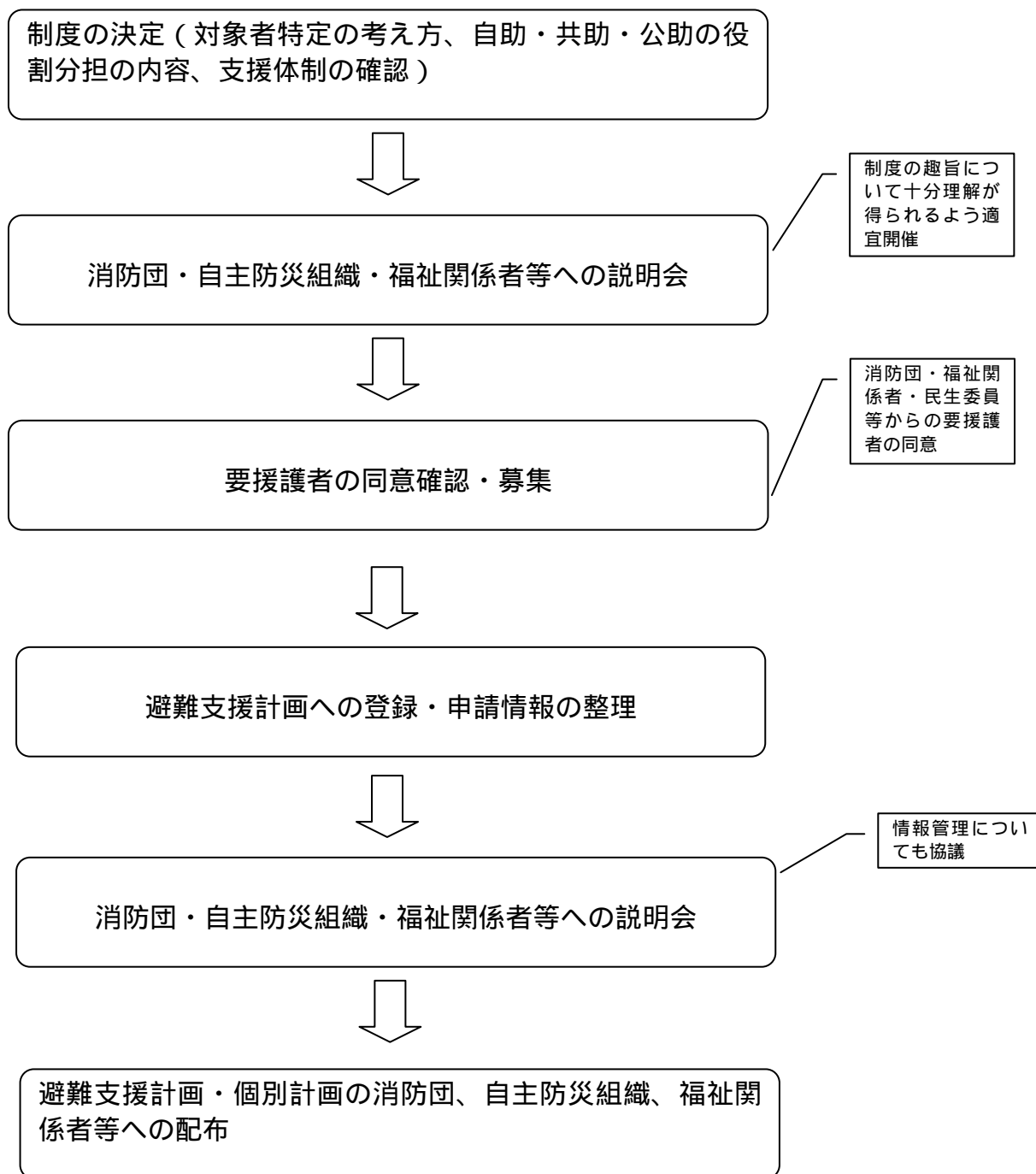
## 災害時における対応イメージ

[避難準備（要援護者避難）情報発令の場合]



目標時間は情報伝達体制・避難支援体制の整備状況、避難所までのアクセス状況等によって大きく異なることから、迅速な避難のためには総合的な取り組みが重要となる。

## 避難支援計画の策定手順 (手上げ方式・同意方式)



以後、日常的に登録情報の更新を実施するとともに、担当者等の引継ぎの際は、適切な実施がなされるよう説明会を適宜実施する。

## 避難支援個別計画兼同意書

平成 年 月 日

阿蘇市長 様

私は災害時要援護者支援計画の趣旨に賛同し、登録することを希望します。  
また、私が届け出た下記個人情報を市が消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉関係者、消防署、警察署、医療機関に提出することを承諾します。

行政区		支援者			
災害時要援護者 高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障がい者・その他( )					
住所					
氏名	印	男・女	生年月日		
緊急時の家族等の連絡先					
氏名		続柄( )	住所		
氏名		続柄( )	住所		
家族構成・同居状況等					
特記事項 _____					
避難支援者					
氏名		続柄( )	住所		
氏名		続柄( )	住所		
サービス事業所					
緊急時医療機関					
その他(避難場所・注意事項)					

肢体不自由の状況・認知症の有無・必要な支援
-----------------------